

小樽市自治基本条例  
見直しについての提言書

平成 30 年 12 月  
小樽市自治基本条例検討委員会

～ 目次 ～

はじめに	1
第1章 小樽市自治基本条例の各条文への意見について	2
第2章 小樽市自治基本条例の主旨に沿った今後の取組について（重点事項）	12
第3章 資料等	14
・ 小樽市自治基本条例の基本的な考え方（平成26年4月）	
・ 小樽市自治基本条例検討委員会名簿（敬称略）	
・ 小樽市自治基本条例検討委員会設置要綱	
・ 小樽市自治基本条例検討委員会開催経過	

## はじめに

小樽市は、毎年多くの観光客が訪れる国内有数の観光都市ですが、人口減少・少子高齢化など、多くの課題を抱えています。そうした状況による厳しい状況下での自治体運営において、豊かで活力ある地域社会の実現するためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、協働のまちづくりを推進することが必要であるとして、そのための基本的なルールを検討するため、平成 22 年 8 月に小樽市自治基本条例策定委員会が設置されました。

そこでは、まちづくりの主体である市民をどのように定義するか、また、市民参加及び協働のまちづくりを進めるためには、市民、議会、行政の役割はどのようなものであるべきか、コミュニティをどのように守り育てていくのかなどを内容とする、小樽市にとってふさわしいまちづくりのルールとなる自治基本条例について 2 年にわたる検討がなされ、平成 24 年 10 月、市長への提言に至りました。

その後、小樽市での庁内議論や議会での議論を経て、「小樽市自治基本条例（平成 25 年条例第 34 号。以下この提言書では「条例」といいます。）」が平成 26 年 4 月に施行されました。

そして本年は条例施行から 5 年目を迎え、条例第 36 条に規定する条例の見直しを検討すべき年に当たることから、小樽市自治基本条例検討委員会が設置されることとなり、条例策定に携わったメンバーを含む私たちは、8 月に市長より委員として委嘱を受けました。

そこで私たちが、条例策定時の考え方や市民の手で行われているまちづくりの現状、今日の社会情勢などを考慮しつつ、小樽市の条例に基づく取組を、その効果と市民やまちづくり団体のニーズなどを考えながら、真に必要とされる新たな取組についても視野に入れて検証したほか、条例の見直しの要否などについて、4 回にわたり議論を行いました。

今後小樽市が、様々な協働のまちづくりのための施策を実施する上で、本委員会での検討結果を生かし、市民との協力関係をより強固に構築し、本条例の主旨である協働のまちづくりをより一層推進するよう願って、本書のとおり提言いたします。

平成 30 年 12 月  
小樽市自治基本条例検討委員会  
会長 石黒 匡人

## 第1章 小樽市自治基本条例の各条文への意見について

小樽市自治基本条例検討委員会（以下この提言書では「検討委員会」といいます。）では、条例第36条に規定する、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかの検討に当たり、各条文についての主な取組（別紙参照）について検証を行いました。

条文の見直しの検討についての全体的な意見として、各条文は、長い期間をかけて議論した結果、小樽のまちづくりの基本理念を表現したものであり、条文自体の見直しは、必要ないという結論に至りました。

しかし、この取組の検証に当たり、改善すべき課題について様々な意見がありましたので、次のとおりまとめました。

今後、これらの点に留意し、条文に基づく取組を進めていくべきと考えます。

### 小樽市自治基本条例

平成25年12月4日

条例第34号

#### 前文

私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有しています。また、市内には北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、小樽運河、旧国鉄手宮線及び北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。

小樽では、北海道の開拓期から先人たちによってまちの礎が築かれてきました。さらに、小樽運河をめぐる議論やまちなみを保全する取組など、市民を中心としたまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。

私たちは、こうしたまちづくりに対して努力された方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかななくてはなりません。

そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。

ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民、議会及び市(市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。)が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者(以下「事業者」といいます。)及び活動する団体をいいます。
- (2) 協働 市民、議会及び市が、それぞれの責務と役割を認識し、お互いを尊重しながら協力し行動することをいいます。
- (3) コミュニティ 地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体をいいます。
- (4) まちづくり 豊かで活力ある地域社会の実現のための公共的な活動をいいます。

## 第2章 まちづくりの基本原則

### (情報の共有の原則)

第3条 市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。

### (参加及び協働の原則)

第4条 まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。

2 市民、議会及び市は、それぞれがその役割に基づいて、協働してまちづくりを進めることを基本とします。

### 前文

第1章 総則(第1条、第2条)

第2章 まちづくりの基本原則(第3条、第4条)

#### <検討委員会からの意見>

前文から第2章までについては、条例の根幹部分であり、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例の周知について、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①条例の内容や主旨が、市民に対して十分に周知され、浸透しているとは言えない状況にあるため、周知に努める必要がある。
- ②協働のまちづくりの推進について、現状では管理職員も含めた市職員の条例の主旨への理解が十分とは言えず、意識改革を図っていくことが必要である。
- ③条例の周知について、その方法や頻度などについて、更なる取組が必要である。

### 第3章 情報の共有

#### (情報の提供)

第5条 市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます。

#### (情報の公開)

第6条 議会及び市は、その保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

2 議会及び市は、その保有する情報を適切に管理します。

#### (個人情報の保護)

第7条 議会及び市は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講ずるとともに、その保有する個人情報を適切に取り扱います。

### 第3章 情報の共有（第5条～第7条）

#### <検討委員会からの意見>

第3章については、情報の提供、公開及び個人情報の保護の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①時代の移り変わりによって、情報提供の手法も変化を見せているだけでなく、情報を受け取る市民のニーズも年代によって様々であるため、それに対応した情報発信の仕方も必要である。
- ②審議会等の公開について、インターネット等を活用した取組が不足しているため、積極的に活用する必要がある。
- ③出前講座については、防災など市民に直接関わりのある項目も多いので、市民からの要請により実施するほか、市からの働きかけによる積極的な実施が必要である。

### 第4章 参加及び協働

#### (市民参加の推進)

第8条 市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます。

2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます。

3 市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。

#### (協働によるまちづくりの推進)

第9条 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。

2 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。

(コミュニティ)

第10条 市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。

2 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

(住民投票)

第11条 市長は、市政に関する重要な事案について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除きます。))をいいます。)の意思を確認するため、その事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定め、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重します。

#### 第4章 参加及び協働（第8条～第11条）

##### <検討委員会からの意見>

第4章については、参加及び協働の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①市民参加の推進に当たり、市が設置する審議会の開催時間について、より多くの市民が参加しやすくなるよう配慮が必要である。また、審議会等への女性の参加率についても第2次小樽市男女共同参画基本計画に定める目標値に向けて改善が必要である。
- ②市民参加の推進に当たり、市が設置する審議会等の必要性や傍聴のあり方などを含めた運営等についての統一的な基準が必要である。
- ③市が実施する様々な市民参加の取組の中で市民から出された有効な意見も、様々な要因から実現しないことが多く、実現に向けた体制づくりが必要である。
- ④協働によるまちづくりの推進に当たり、市民や団体が行うまちづくりを包括的に支援する担当部署がなく、まちづくり団体等の活動の情報が十分に把握されていない。そのため、まちづくり団体等との日頃からの情報交換など、総合的な協力関係の構築などにより、まちづくり推進を強力に推進する担当部署の設置が必要である。
- ⑤市民やコミュニティが行うまちづくりを市が支援する際、担当する市職員のまちづくりに対する理解や積極性が低く感じられるため、市民が行うまちづくりへの市職員の理解度を高める必要がある。
- ⑥市が実施しているコミュニティ支援の制度について、今以上に活用されるようコミュニティの活動状況とともにニーズを把握する必要がある。

## 第5章 市民

### (市民の権利)

第12条 市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。

2 市民は、議会及び市が保有する情報について、知る権利を有します。

### (市民の責務)

第13条 市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、まちづくりへの参加に際して、自らの発言及び行動に責任を持ち、互いに協力するよう努めます。

### (事業者の権利及び責務)

第14条 事業者は、前2条に規定する権利及び責務を有するとともに、自らも地域の一員として、地域社会との調和を図り、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

## 第5章 市民（第12条～第14条）

### <検討委員会からの意見>

第5章については、条例に規定する市民参加によるまちづくりを進めるための規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例の取組の主旨がより市民に理解され、市民参加が進むよう、まちづくりの情報提供や支援のあり方など、市としての更なる取組を進める必要があると考えます。

## 第6章 議会及び議員

### (議会の役割及び責務)

第15条 議会は、市政の意思決定機関として、法令に定める権限を行使するほか、市政の適正な運営について監視及びけん制を行います。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。

### (議員の責務)

第16条 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、小樽市の状況と地域の課題について市民とその認識を共有し、積極的に市民の様々な意向を把握することにより、これを議会での議論に反映させるよう努めます。

2 議員は、議会での議論及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究に努めます。

## 第6章 議会及び議員（第15条～第16条）

### <検討委員会からの意見>

第6章については、議会及び議員の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。今後も、条例に基づく取組を進めていただければと思います。



## 第7章 市長及び職員

### (市長の役割及び責務)

第17条 市長は、選挙によって選ばれた小樽市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。

2 市長は、小樽市の状況や課題について、市民とその認識を共有し、指導力を発揮して、まちづくりに取り組みます。

3 市長は、市民の代表として、小樽及び後志地域の魅力を認識し、国内外に発信します。

### (職員の育成等)

第18条 市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます。

### (職員の責務)

第19条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得、技術の向上等の自己研さんに努めます。

3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

4 職員は、市政に関する事実で、法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為により、公共の利益に反する事実を確認した場合は、別に条例で定めるところにより、その事実を通報します。

## 第7章 市長及び職員（第17条～第19条）

### <検討委員会からの意見>

第7章については、市長及び職員の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか以下の点を課題として指摘いたします。

①研修などを通じた条例に対する職員の理解度の底上げが必要であるとともに、条例の主旨を日常の業務等に積極的に生かす意識改革が必要である。

②職員が市民として、積極的にまちづくりに参加する必要がある。

③職員が市民として、まちづくりに参加したことを評価する仕組みが必要である。

## 第8章 行政運営

### (総合的な計画)

第20条 市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画(以下単に「総合的な計画」といいます。)を策定します。

2 市は、総合的な計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。

3 市は、市政に関する計画及び施策を定める場合は、総合的な計画との整合性を図ります。

4 市は、総合的な計画の実施状況について、進行管理を行い、市民へ情報提供を行うとともに、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します。

### (財政運営)

第21条 市は、健全な財政運営を図るため、総合的な計画を踏まえながら中長期的な展望に立った予算編成に努めます。

2 市は、所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な活用に努めます。

3 市は、財政の状況、予算及び決算の内容並びに公有財産の状況について、市民に分かりやすく情報を公表します。

### (行政評価)

第22条 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます。

2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます。

### (組織運営)

第23条 市は、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため、市民に分かりやすく、効果的かつ機能的な組織の編成に努めます。

2 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、組織内の横断的な連携を積極的に進めます。

### (委員の公募)

第24条 市は、審議会等を設置する場合は、公募による委員を加えるよう努めます。

### (説明責任)

第25条 市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。

2 市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査及び検討を行い、誠実に対応します。

### (法務)

第26条 市は、必要に応じて、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法令等の適正な解釈及び運用を行います。

(関与団体)

第27条 市は、出資、補助、職員の派遣等の支援を行う団体及び指定管理者に対して、これらの者が行う市と関連する業務の目的が達成されるよう、必要な意見を述べ、及び助言することができるものとします。

(行政手続)

第28条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を別に条例で定めます。

(外部監査)

第29条 市は、適正で、効果的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、必要に応じて、外部監査を実施するものとします。

(公益通報制度)

第30条 市は、別に条例で定めるところにより、職員からの公益通報及び市民からの公益目的通報による市政に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等に対し厳正に対処すべき体制を整えるとともに、当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとします。

## 第8章 行政運営（第20条～第30条）

### <検討委員会からの意見>

第8章については、市の行政運営の規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①小樽市の財政状況では、財政的な問題によりまちづくりの取組が進まない場合があると思うが、財源不足について、国等のまちづくりへの補助の活用や中長期的な財政計画等により、解決を図っていく必要がある。
- ②公有財産のうち、学校の統廃合や市営住宅については、特に市民生活に関わりが深いと考えるので、市民意見の反映について留意する必要がある。
- ③市民が、様々な要素が関係するまちづくりについて市へ相談する場合、総合的に対応してくれる部署がない。また、各関係部署間での横断的な連携もあまり進んでいないと考えられるため、専門部署による総合的な対応が必要である。
- ④市の担当職員と信頼関係を構築できたとしても人事異動時に、それまで構築してきた関係者との関係性や業務への取組姿勢などがうまく引き継がれていない場合があるため、確実な引継事務を行う必要がある。

## 第9章 魅力あるまちづくり

第31条 市民、議会及び市は、小樽が将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市としてあり続けるよう努めます。

- 2 市は、豊かな自然環境、歴史的景観等の小樽の特性を生かし、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。
- 3 市民は、小樽の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人たちを温かく迎えるよう努めます。

### 第9章 魅力あるまちづくり（第31条）

#### <検討委員会からの意見>

第9章については、魅力あるまちづくりの規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、以下の点を課題として指摘いたします。

- ①小樽の魅力を市民がより理解できる市民講座のような取組について、周知等を積極的に行っていく必要がある。
- ②観光が重要な産業の一つである小樽市にとって、都市景観は重要な要素であるため、景観の維持のため小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の周知及び規制の徹底を行う必要がある。

## 第10章 安全で安心なまちづくり

第32条 市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるよう、防犯活動、交通安全運動その他の安全で安心なまちをつくる取組(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。)を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。

- 2 市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。
- 3 市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を講ずるほか、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めます。

### 第10章 安全で安心なまちづくり（第32条）

#### <検討委員会からの意見>

第10章については、安全で安心なまちづくりの規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、平成30年9月に発生した、北海道胆振東部地震による停電等により、観光客への対応など新たな課題もあると考えますので、その対応について検討する必要があると考えます。

第 11 章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力  
(国、北海道及び他の自治体との連携及び協力)

第 33 条 市は、まちづくりの課題解決のため、必要に応じて、国、北海道及び他の自治体と連携及び協力を図ります。

(関係機関との連携及び協力)

第 34 条 市は、政策の立案、課題の解決及び特色あるまちづくりのため、必要に応じて、関係機関と連携及び協力を図り、その情報、知識等をまちづくりに生かすよう努めます。

第 11 章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力 (第 33 条、第 34 条)

<検討委員会からの意見>

第 11 章については、国、北海道、他の自治体等との連携及び協力をを行う規定として、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、民泊など市が担当窓口ではなくても、まちづくりや市民生活に関わる事項については、情報の収集・提供などに努める必要があると考えます。

第 12 章 条例の位置付け等  
(条例の位置付け)

第 35 条 市は、まちづくりの推進のため、条例、規則等の制定又は改廃並びにまちづくりに関する計画の策定及び施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ります。

(条例の見直し)

第 36 条 市は、この条例の施行の日から、5 年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。

2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。

第 12 章 条例の位置付け等 (第 35 条、第 36 条)

<検討委員会からの意見>

第 12 章については、条文自体の見直しは必要ないと考えます。

ただし、条例に基づく取組について、おおむね条例の主旨に配慮した取組が行われておりますが、現在の手法により推進するほか、平成 26 年 4 月に小樽市自治基本条例を施行して以降、今回初めての検証を行い指摘した様々な課題等について、今後の検討・改善の結果を、市民に対し、一定期間ごとに情報提供を行うことが必要であると考えます。

## 第2章 小樽市自治基本条例の主旨に沿った今後の取組について（重点事項）

当検討委員会では、前章のとおり各条文についての主な取組（別紙参照）について検証を行い、課題について指摘したところです。

その検証の中で、条例の主旨を更に具現化するため、特に必要な取組事項について、意見がありましたので、次のとおりまとめました。

これらの意見は、特に重要であると認識いたしますので、今後の条例に基づく取組の推進に当たり実施に向けて検討することを望みます。

### <条例の周知>

◎ 市内では、条例は知らないとしても、条例の主旨に沿ったまちづくり活動を行っている人や団体も多いと考えます。

そうした方たちにも、より条例の主旨を理解していただき、まちづくりを活発にしていることも視野に、市民周知に当たっては、条文だけではなく、市内の様々なまちづくり活動を、条例に基づく実践例として紹介していくことによって、周知の方法や頻度の充実はかることが必要と考えます。

### <まちづくり専門の部署の設置と職員の意識改革>

◎ 条例に基づく協働のまちづくりを推進するためには、市民や団体及び事業者と市との協力関係の強化が欠かせないことは間違いありません。

しかし実際には、その協力関係が十分に構築されているとは言えません。その協力関係の構築と協働のまちづくりの推進のため、現状のまちづくりに関わる関係業務や、体制と権限等を整理の上、市内のまちづくり団体や市民が行う活動について把握し、協力関係の構築及び包括的な支援を行う総合的なまちづくり専門の部署の設置が必要と考えます。

◎ 協働のまちづくりの推進のため、市職員が市民によるまちづくりの取組を理解及び支援する意識改革が不可欠であると考えます。また、そうした意識改革により、市の市民とコミュニティへの支援や、市職員の市民としてのまちづくりへの参加が進むと考えます。

そのため、研修などを通じ条例の主旨や、市民によるまちづくりの現状及びニーズへの理解度を高めるとともに、職員の市民としてのまちづくりへの参加について、職員の責務（第19条）及び行政運営に関わる組織運営（第23条）両面から新たな取組が必要と考えます。

また、職員のまちづくりへの参加について、職員の善意だけでは限界があり、職員のまちづくりへの参加について何らかの評価を行うことが必要と考えます。

## <コミュニティへの支援について>

◎ これから人口減少が進む中、現状の町内会をはじめとするコミュニティの自主的な活動がますます重要になってくると考えます。

コミュニティに対する様々な支援策については、支援を受けるコミュニティがどのような支援を必要としているか、そのニーズを把握し、現状の制度を検証するとともに、内容を変更したり新規支援策を導入することが必要と考えます。

## 第3章 資料等

- ・小樽市自治基本条例の基本的な考え方（平成26年4月）

### 小樽市自治基本条例

平成25年12月4日  
条例第34号

#### 前文

私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有しています。また、市内には北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、小樽運河、旧国鉄手宮線及び北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。

小樽では、北海道の開拓期から先人たちによってまちの礎が築かれてきました。さらに、小樽運河をめぐる議論やまちなみを保全する取組など、市民を中心としたまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。

私たちは、こうしたまちづくりに対して努力された方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかななくてはなりません。

そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。

ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します。

#### 【考え方】

前文では、小樽市自治基本条例を制定するに当たって、条例制定の背景、条例の基本理念や意義について示しています。

本市は、北海道西海岸のほぼ中央部に位置し、豊かな自然環境と天然の良港に恵まれたまちです。江戸後期から明治初期には、北前船などの海運の要所として、また、明治から昭和初期には、北海道経済の中心地として産業の発展に大きく寄与しました。近年、観光都市として全国的に有名になった背景には、こうした歴史の面影を色濃く残す小樽のまちなみがあり、現在の小樽のまちを形成しています。

小樽は、江戸後期以降、交易、金融、商業を中心に発展し、先人たちによってまちの礎が築かれ、まちづくりが行われてきました。

小樽のまちづくりに関する大きな出来事として、昭和40年代から50年代にかけて、小樽運河をめぐる議論がなされたことやまちなみを保全する気運も高まっていったことが挙



げられます。このとき芽生えたまちづくりに対する意識が、後のまちづくり活動につながり、自らの手でまちをつくり上げていくという原動力になりました。

こうしたまちづくりの活動は、まさに市民が主役のまちづくりであり、運動に関わった人々の不断の努力によって行われたということをおぼえてはなりません。そしてこれからは私たち市民一人一人が、小樽のまちに対する思いと誇りを持ち、まちづくりの主役としての自覚をしていくことが大切です。

小樽では現在、人口減少や少子高齢化などが問題となっています。こうした小樽の現状で、将来にわたって、子どもから高齢者に至るまで、あらゆる世代が安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するためには、小樽に暮らすあらゆる立場の人々が、それぞれの役割分担の下、お互いに理解し、支え合い、協力し、まちづくりに取り組み、行動する必要があります。

「豊かで活力ある地域社会の実現」のために、日本国憲法に規定する地方自治の本旨を踏まえた市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、この自治基本条例を制定するものです。

なお、本条例において「市民自治」とは、市民一人一人が自治の主役として市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加し、協働しながら、より良いまちづくりを推進することをいいます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民、議会及び市(市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。)が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。

### 【考え方】

本条例の制定目的は、「豊かで活力ある地域社会の実現」を図ることです。精神面、物質面の両方の豊かさを心身ともに実感できてこそ、ここで暮らしていることへの充実感、満足感が生まれ、育まれるものです。「豊かで活力ある地域社会の実現」とは、そのような状況をつくりあげること、誰もがいきいきとした生活を送ることができる地域社会を構築することをいいます。

その実現に向け、まちづくりの担い手となる市民、議会、市の果たすべき役割や責務を互いに理解し合い、協働によるまちづくりの推進を図るために、基本的な事項を本条例で定めるものです。

なお、本条例において「市」とは、行政という立場で、その執行者である市長をはじめとした市の執行機関として定義しました。具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者（以下「事業者」といいます。）及び活動する団体をいいます。
- (2) 協働 市民、議会及び市が、それぞれの責務と役割を認識し、お互いを尊重しながら協力し行動することをいいます。
- (3) コミュニティ 地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体をいいます。
- (4) まちづくり 豊かで活力ある地域社会の実現のための公共的な活動をいいます。

**【考え方】**

(1) 「市民」

本市におけるまちづくりに関する取組は、市内に住所を有している人だけで行われているものではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している学生、市内で事業を営む事業者、地域で活動している団体、NPO法人など、様々な人や団体によって行われています。

地方分権が進む中で、まちづくりへの市民参加と協働は、これまで以上に重要となっており、本条例では、より多くの知識や経験がまちづくりに反映されるよう、広い範囲で「市民」を定義し、①市内に住所を有する者、②市内において働く者、学ぶ者、③市内において事業活動を行う者、④市内において活動する団体、これらを市民と位置付けています。なお、ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、法律上の権利に違いがあります。

「①市内に住所を有する者」とは

地方自治法第10条に定められた住民（市内に住所を有する者で法人や外国人を含む。）をいいます。

「②市内において働く者、学ぶ者」とは

市内の事業所へ通勤している方、市内の学校へ通学している方をいいます。市内に居住しているか否かは問いません。

「③市内において事業活動を行う者（「事業者」）」とは

市内で事業を営む株式会社などの法人のほか、学校法人や社会福祉法人などの公益法人をいいます。

「④市内において活動する団体」とは

市内で活動する、町内会、ボランティア団体、NPO法人などの各種団体をいいます。

(2) 「協働」

市民、議会、市は、それぞれの立場での役割があることから、お互いを尊重しながら、まちづくりについての課題解決に向けて、互いに協力し、ともに行動していくことを「協

働」として定義しました。

### (3)「コミュニティ」

地縁に基づく団体である町内会や特定のテーマで結びついた団体など、市民が心豊かに暮らすために、主体的かつ自主的に活動する組織や団体を「コミュニティ」として定義しました。

### (4)「まちづくり」

行政が建物や道路などの施設整備を行うことだけでなく、市民が、心豊かで活力あるまちにするための地域社会における公共的な活動を行うことも意味しています。これらの活動には、町内会やまちづくり団体などにより行われる地域活動やボランティア活動などが広く含まれます。

## 第2章 まちづくりの基本原則

### (情報の共有の原則)

第3条 市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。

#### 【考え方】

協働によるまちづくりを進めるために、市民、議会、市は、まちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを進めることが必要です。そのためには、まちづくりに関する情報を市民が知ることができる環境づくりが必要と考え、「情報の共有」を一つ目の基本原則としました。

なお、情報の共有を進めるため、第5条で「情報の提供」、第6条で「情報の公開」、第7条で「個人情報の保護」について規定しています。

### (参加及び協働の原則)

第4条 まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。

2 市民、議会及び市は、それぞれがその役割に基づいて、協働してまちづくりを進めることを基本とします。

#### 【考え方】

「豊かで活力ある地域社会の実現」には、市民が主体となってまちづくりに参加し、市民の持つ多くの知識や経験が生かされることが欠かせません。そのため、「市民参加」を二つ目の基本原則としました。

なお、市民参加によるまちづくりを進めるため、第8条で「市民参加の推進」について規定しています。

地方分権が進む中で、地域のことは地域で考え、限られた資源でまちづくりを行い、「豊かで活力ある地域社会の実現」を図るためには、市民、議会、市が互いを理解し、認め合い、それぞれの役割に基づき、協力して、ともに行動することが必要と考え、「協働」を三

つ目の基本原則としました。

なお、協働を進めるため、第9条で「協働によるまちづくりの推進」について規定しています。

### 第3章 情報の共有

#### (情報の提供)

第5条 市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます。

#### 【考え方】

市は、第3条の「情報の共有の原則」によるまちづくりを進めるため、まちづくりに関する必要な情報を必要なときに、必要な形で、分かりやすく提供し、市民と情報の共有を図ることが必要です。

市は、情報の内容や性格によって、広報誌やホームページ、回覧板など、情報の提供方法についても工夫を行うとともに、必要に応じて市民との意見交換を行う場の設定にも努めることとしています。

#### (情報の公開)

第6条 議会及び市は、その保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

2 議会及び市は、その保有する情報を適切に管理します。

#### 【考え方】

議会と市は、第3条の「情報の共有の原則」によるまちづくりを進めるため、市民が議会と市の保有する情報を知ることができるよう、環境を整備する必要があります。そのため、本市では、市民の知る権利を具体化した「小樽市情報公開条例」において、公文書の開示を請求する権利や情報公開の推進について明らかにしています。

議会と市は、情報公開請求に応じ、その保有する情報をいつでも公開できるようにするためには、公文書などの管理制度の整備が欠かせません。そのため、本市では、「小樽市文書事務取扱規程」等に基づき、公文書などを適切に管理しています。

#### (個人情報の保護)

第7条 議会及び市は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講ずるとともに、その保有する個人情報を適切に取り扱います。

## 【考え方】

議会と市は、第3条の「情報の共有の原則」によるまちづくりを進めるため、市民と情報の共有を図っていく必要がありますが、個人の権利と利益の保護のため、警察や検察といった捜査機関からの照会など他の法令に基づき求められた場合を除き、原則、本人以外には開示しないなど、その保有する個人情報を適切に取り扱う必要があります。そのため、「小樽市個人情報保護条例」では、個人情報の保護のほか、個人情報の開示、訂正、利用の停止などの請求があった場合、議会と市は、必要な措置を講じることとしています。

## 第4章 参加及び協働

### (市民参加の推進)

第8条 市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます。

2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます。

3 市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。

## 【考え方】

市民が持つ多くの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市は、市民参加の仕組みづくりに取り組む必要があります。市では、これまでも審議会などの委員の公募や実施事業の説明会の開催、パブリック・コメントの実施などにより、市民の意見を反映させるよう努めてきました。また、町内会やボランティア団体に対する情報提供や支援、まちづくりを支援する人々による寄附金を財源とした基金の創設など、様々な形で市民参加の機会の提供に取り組んでいますが、更なる市民参加の推進を図るため、より一層、制度の充実を図るよう努めることとしています。

市は、まちづくりに関する政策に市民の持つ多くの知識や経験が生かされるよう、その立案のみならず、実施、評価の各段階においても、市民の意見が適切に反映されるよう努めることとしています。

市民参加の仕組みの整備に当たっては、幅広い世代による知識や経験、男女それぞれの観点がまちづくりに生かされるようにすることのほか、特定の地域に影響があるまちづくりについて、その地域からの意見を反映させることも必要です。そのため、市は、審議会などの委員の公募に当たり、世代や性別、地域性を十分意識するとともに、実施事業の説明会などの開催の際は、開催時間などにも配慮することとしています。

また、今後、市民参加制度の充実を検討するほか、少子高齢化が進む中で、将来のまちづくりの担い手となる若年世代を育む視点からも参加の仕組みを考えていきます。

(協働によるまちづくりの推進)

第9条 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。

2 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。

**【考え方】**

まちづくりをより効果的に進め、豊かで活力ある地域社会を実現するためには、市民、議会、市は、互いを理解し、認め合い、それぞれの役割に基づき、協力して、ともに行動する「協働によるまちづくり」を進めていく必要があります。

協働によるまちづくりの実効性を高めるためには、市民、議会、市のそれぞれの知識や経験が生かされ、それらを共有していく必要があります。そのため、市は、現在進めているまちづくりに関する情報や、市民の意見を反映させるための参加機会の提供のほか、町内会やまちづくり団体など各コミュニティへの支援や協力体制の整備などに努めることとしています。

(コミュニティ)

第10条 市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。

2 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

**【考え方】**

町内会などの地域におけるコミュニティは、会員や担い手の減少、高齢化などの課題を抱えていますが、地域において人と人とのつながりが希薄になっている中、子どもや高齢者の安全、防災などの面で重要な役割を担っています。また、まちづくり団体やボランティア団体などのコミュニティは、清掃やリサイクル、自然保護など、それぞれのテーマに沿って活動することによって地域社会に貢献しています。

このようにコミュニティは、まちづくりにとって、重要で欠かすことのできない存在であることから、市民、議会、市は、その重要性を十分認識し、守り育てていく必要があります。

市は、コミュニティの主体性、自立性、地域特性を尊重しながら、町内会などとの定期的な意見交換を行うことや町内会館の整備に係る助成のほか、まちづくり団体に対する助成など、様々な支援を行うよう努めることとしています。

## (住民投票)

第 11 条 市長は、市政に関する重要な事案について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除きます。))をいいます。)の意思を確認するため、その事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定め、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重します。

## 【考え方】

地方自治制度では、直接選挙によって選ばれた首長と議員が住民の信託を受け行政運営を進める間接民主制を原則としていますが、本条例では、市政に関する重要な事案について、直接、住民の意思を確認する必要がある場合に、間接民主制を補完する制度として住民投票を位置付けています。

「市政に関する重要な事案」とは、市が行う事務のうち、住民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案のことで、実際に住民投票が行われた他自治体の例では、産業廃棄物施設の建設、都市計画事業の実施、原子力発電所の建設などがあります。あくまでも「市政」に関する事案ですので、市の権限に属さない事案（防衛や外交政策など国の権限で行うもの）は除かれますし、法令の規定に基づき住民投票を行うことのできる事案など（議会の解散請求、首長・議員の解職請求など）もここでいう「市政に関する重要な事案」の対象とはなりません。

住民投票制度には、必要な事案が発生した際に議会の議決を得て住民投票を実施する「個別型」と、あらかじめ投票の対象となる事案や方法などを住民投票条例として定める「常設型」があります。「常設型」の住民投票は、その実施に際し、その都度、議会の議決を必要としないため、議会の権能を損なうこととなる可能性があります。これに対し「個別型」の住民投票は、個別の事案ごとに、住民投票に付すべき事案についてのほか、投票期日や投票場所などの投票方法、住所や年齢の要件、外国人の取扱いなどの投票資格、成立要件などについて、議会での審議を経た後に実施されるため、議会の意志が尊重されることから、本条例では、「個別型」として住民投票を位置付けました。

住民投票の実施に当たっては、住民へ住民投票の仕組みや目的などについて情報提供を行い、十分に理解された上で慎重に行う必要があります。

なお、本条例において「住民」とは、第 2 条で定義した「市民」との違いを明確にするため、「住民（市内に住所を有する者（法人を除きます。）」と表現しました。これは、住民投票の実施要件が「市政に関する重要な事案」であることから、住民投票を行うことができる者を「市内に住所を有する者」に限定したものです。なお、投票資格については、個別の事案ごとに、その内容に応じ、別に定める条例で規定することとなります。

憲法上、地方自治制度においては、議員と首長を住民の代表とする間接民主制が採用されています。条例に基づく住民投票の結果に拘束力を持たせることは、法令に規定された議会や市長の権限を制限することになると考えられることから、本条例では、住民投票の結果については尊重するとしています。

## 第5章 市民

### (市民の権利)

第12条 市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。

2 市民は、議会及び市が保有する情報について、知る権利を有します。

#### 【考え方】

まちづくりは、市民がより良い環境で心豊かに生活できるよう進めるものです。本条例では、第4条第1項でまちづくりへの市民参加を基本原則としていますが、市民参加は、市政へ参加することだけではなく、市民の手による町内会活動、ボランティア活動、イベントへの参加やまちづくり活動への寄附なども含まれます。このようなまちづくりの参加に対し、市民は、自由意志に基づき、その主体として参加できる権利があります。

市民参加と協働のまちづくりを進めるためには、第3条にもあるように、市民、議会、市がまちづくりに関する情報や本市の状況などについて共通認識を持つことが必要です。そのため、市民は、議会、市が保有するまちづくりに関する情報などについて「知る権利」を有するとしています。

### (市民の責務)

第13条 市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、まちづくりへの参加に際して、自らの発言及び行動に責任を持ち、互いに協力するよう努めます。

#### 【考え方】

市が行うもののほか、町内会活動、ボランティア活動、イベントの開催など、市民の手による様々なまちづくりは、市民がより良い環境で心豊かに生活できるようにするためのものです。このようなまちづくりを決して他人ごとではなく、自身のためと考え、参加することが大切です。

まちづくりへの参加は、本市においてどのような問題があり、どのような人たちが、どのような目的を持ってまちづくりを行っているかについて関心を持つことが、その第一歩です。そして、一人一人の実情に応じ、可能な範囲においてまちづくりに参加するよう努めるとしています。まちづくりへの参加は、決して強制的なものではないことから、参加しない場合であっても不利益を受けるものではありません。

まちづくりには、いろいろな人たちが、様々な考えで参加します。そうした人たちとまちづくりを進めるためには、市民は、自分の発言や行動に責任を持ち、お互いに認め合い、協力していくことが大切です。



(事業者の権利及び責務)

第 14 条 事業者は、前 2 条に規定する権利及び責務を有するとともに、自らも地域の一員として、地域社会との調和を図り、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

**【考え方】**

事業者は、市民として定義されており、第 12 条の「市民の権利」を有し、前条の「市民の責務」を負うこととなりますが、さらに地域の一員として、環境へ配慮するなど、地域と調和した活動を行う社会的な役割を果たすとともに、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めることとしています。

第 6 章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第 15 条 議会は、市政の意思決定機関として、法令に定める権限を行使するほか、市政の適正な運営について監視及びけん制を行います。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。

**【考え方】**

議会は、地方自治を担う二元代表制の一翼として、直接選挙により選ばれた議員によって構成されています。その役割は、地方自治法で規定されているように、条例の制定や改廃、予算、決算の議決など、市政の重要案件の意思決定機関として審議し、議決することです。そして、市と緊張関係を維持し、市政運営が適正に行われているかを監視し、けん制する役割を担っています。

議会は、市民に対する活動報告や議会報などにより市議会の様々な活動状況を発信しているほか、本会議、常任委員会、特別委員会など会議の公開を行っていますが、引き続き情報を提供し、市政や市議会について分かりやすく説明することによって、市民と情報を共有し、透明性の高い、市民に開かれた議会運営に努めることとしています。

(議員の責務)

第 16 条 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、小樽市の状況と地域の課題について市民とその認識を共有し、積極的に市民の様々な意向を把握することにより、これを議会での議論に反映させるよう努めます。

2 議員は、議会での議論及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究に努めます。

**【考え方】**

市政の重要案件は、直接選挙により選ばれた議員によって構成される議会では審議されま

す。議員は、住民の代表としてその信託に応え、誠実に職務を遂行することが必要です。また、市民の声を市政に反映させるため、積極的に市民と対話し、地域が抱える課題や市民の意見を把握し、共有することによって、議会での議論に生かすように努めることとされています。

議員は、議会において地方自治法や条例に規定される議決事項を審議するとともに、議会での議論の充実と政策の立案能力の向上を図るため、日頃から調査や研究に努めることとしています。

## 第7章 市長及び職員

### (市長の役割及び責務)

第17条 市長は、選挙によって選ばれた小樽市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。

2 市長は、小樽市の状況や課題について、市民とその認識を共有し、指導力を発揮して、まちづくりに取り組みます。

3 市長は、市民の代表として、小樽及び後志地域の魅力を認識し、国内外に発信します。

### 【考え方】

市長は、直接選挙によって選ばれた小樽市の代表として住民から信託された役割を果たすため、法令を遵守し、地方自治法に定められた権限を行使し、公正かつ誠実に市政を執行していかなければなりません。

市長は、本条例の目的である豊かで活力ある地域社会の実現のために、本市の現状や課題などについて積極的に市民と対話するほか、市民から寄せられた情報や各種団体との情報交換により、その認識を共有するとともに、指導力を持ってまちづくりに取り組むこととしています。

人口減少や少子高齢化が進む中、後志地域との連携により、地域の共通の課題解決に向けて取り組んでいくことは重要です。これまでも、道路整備や観光をはじめとする地域活性化などについては、連携して国への要望などを行ってきました。特に、北しりべし5町村とは、ごみの共同処理のための焼却施設の設置や、定住自立圏の取組の中で、医療や福祉、交通のほか、産業振興の面での連携と協力により、圏域全体の活性化を進めています。

これら後志地域との連携を図る中で、市長は、自らも市民として、本市はもちろん、後志地域についての魅力を認識し、小樽の代表として、観光や地域の特性などの情報を国内外へ積極的に発信していくことが、小樽を含めた後志全域の活性化につながるものと考えます。

### (職員の育成等)

第18条 市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます。

## 【考え方】

協働のまちづくりの推進と効果的で効率的な行政運営を進めるためには、市長その他の任命権者は、多様化する市民ニーズに対応できるよう、職員の資質を向上させるとともに、福祉や税などの特定の分野において専門性の高い職員を育成することは重要です。また、職員の能力を適切に評価するとともに、適材適所の人事配置を行うことも欠かせません。なお、「市長その他の任命権者」とは、市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、代表監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者、病院事業管理者をいいます。

### (職員の責務)

- 第19条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得、技術の向上等の自己研さんに努めます。
  - 3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するよう努めます。
  - 4 職員は、市政に関する事実で、法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為により、公共の利益に反する事実を確認した場合は、別に条例で定めるところにより、その事実を通報します。

## 【考え方】

職員の服務は、憲法や地方公務員法により規定されているとおり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することであり、市長その他の任命権者の下で行政運営に関する職務を遂行することです。職員は、公務員であることを常に自覚し、法令等を遵守し、公正な立場で誠実に職務を遂行しなければなりません。

職員は、最小の経費で最大の効果を上げるよう、必要とされる知識の習得、技術などの向上に努め、自己研さんに努めることとしています。

職員は、職員としての責務を負うと同時に市民でもあることから、市民としての責務も果たしていく必要があります。そのため、職員は、職務で培った知識や経験、技術を生かし、コミュニティと市との橋渡し役として、積極的に市民としてもまちづくりに参加するよう努めることとしています。

市では、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政の確立を目的に、「小樽市職員倫理条例」を制定し、チェック機能の充実を図っています。そのため、職員は、市政に関する事実で、法令に違反し、市民に対する信頼を損なう行為により公共の利益に反する事実を確認した場合は、その事実を第三者からなるコンプライアンス委員会へ通報します。

## 第8章 行政運営

### (総合的な計画)

第20条 市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画(以下単に「総合的な計画」といいます。)を策定します。

- 2 市は、総合的な計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。
- 3 市は、市政に関する計画及び施策を定める場合は、総合的な計画との整合性を図ります。
- 4 市は、総合的な計画の実施状況について、進行管理を行い、市民へ情報提供を行うとともに、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します。

### 【考え方】

地方自治法の一部改正（平成23年法律第35条）により、地方自治体の基本構想の策定義務は廃止されました。しかし、長期的な視点に立った市政運営を進めるには、その方向を示していく必要があるため、「総合的な計画」の策定を本条例に位置付けるものです。

なお、現総合計画（第6次小樽市総合計画～計画目標年次：平成30年度）は、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成していますが、次期計画については、その構成も含め、どのような形態の計画とするか、今後、検討を行っていくこととしています。

「総合的な計画」は、目指すべきまちの姿を実現するための基本的な方向を示すものであることから、市民の関わりも非常に重要になります。計画の策定に当たっては、市民へ積極的に情報を提供するほか、審議会委員の公募や各種懇談会の開催、意向調査の実施などの様々な手法を用いて、市民の意見を反映するよう努めることとしています。

市は、市政に関する個別計画や施策を定める場合には、「総合的な計画」と食い違いや矛盾が生じないように、整合性を図ります。なお、「個別計画」とは、「総合的な計画」の政策や施策を達成するため、それぞれの分野における具体的な取組内容を盛り込んだ計画（方針や指針などを含む。）をいいます。

「総合的な計画」の実施状況については、進行管理を行い、市民に情報提供していくことが求められます。また、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討することとしています。

### (財政運営)

第21条 市は、健全な財政運営を図るため、総合的な計画を踏まえながら中長期的な展望に立った予算編成に努めます。

- 2 市は、所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な活用に努めます。
- 3 市は、財政の状況、予算及び決算の内容並びに公有財産の状況について、市民に分かりやすく情報を公表します。

## 【考え方】

市は、持続可能な自治体経営を行っていくため、財政の状況を的確に把握し、財源の確保と有効な活用に努め、健全な財政運営を図ることが重要です。そのため、前条に規定する「総合的な計画」を踏まえ、中長期的な展望に立った予算編成に努めることとしています。

市は、土地や建物、有価証券、物品、基金などの様々な公有財産を保有しています。これらの公有財産を市民共有の財産として捉え、財産内訳書（財産台帳）の整備などによる適正な把握と管理を行うほか、将来にわたり効果的な活用に努めることとしています。

市は、行政としての説明責任を果たすため、財政の状況や各年度の予算や決算の内容、公有財産の状況について、広報誌やホームページなどにより市民に分かりやすく公表し、透明性の高い財政運営を行うこととしています。

### （行政評価）

第 22 条 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます。

2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます。

## 【考え方】

行政評価の導入の背景には、人口減少や少子高齢化などにより歳入の増加が見込めない一方で、市民ニーズは一層多様化しており、限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指していくことが求められていることが挙げられます。

このことから、市は、行政評価の導入により、市民サービスの向上と職員の業務についての目的、成果、コストに対する意識の醸成を図るとともに、行政活動の内容や効果を把握する中で、必要な点検と見直しを行い、継続して業務の改善や改革を図ることにより、持続可能な自治体経営につなげるよう努めることとしています。

市は、行政評価の結果について、広報誌やホームページなどにより、市民に対し分かりやすく公表し、その結果や市民の意見を踏まえて、必要な施策の見直しに努めることとしています。

### （組織運営）

第 23 条 市は、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的な組織の編成に努めます。

2 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、組織内の横断的な連携を積極的に進めます。

## 【考え方】

市の組織は、市民にとって責任と権限の所在が分かりやすく、かつ、効率的で機能的な体制であることが求められます。また、近年の社会経済情勢の急速な変化や多様化する市

民ニーズに対応できる行政運営が必要です。

このようなことから、市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、その時々的情勢に応じた柔軟な組織編成に努めるほか、各部署にまたがる課題の解決に向けては、組織内の横断的な連携を積極的に進めていきます。

(委員の公募)

第 24 条 市は、審議会等を設置する場合は、公募による委員を加えるよう努めます。

### 【考え方】

市は、計画や施策の立案などに当たり、法律や条例等に基づき、第三者による審議会などを設置する場合があります。その際、市民意見を反映し、市政への関心を高めるため、公募による市民委員（以下「公募委員」といいます。）を加えるよう努めるとともに、第 8 条「市民参加の推進」第 3 項の趣旨を踏まえ、公募委員の年齢構成、男女比などにも配慮します。

(説明責任)

第 25 条 市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。

2 市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査及び検討を行い、誠実に対応します。

### 【考え方】

市は、市民と協働のまちづくりを進めるため、市民に対し、実施する施策の内容などについて、必要な情報を分かりやすい説明により提供します。

市民からの施策に対する意見や提案、要望などがあつた場合には、その趣旨を十分に調査、検討し、施策へ反映させることや、検討の結果、施策への反映が難しい場合には、その理由やその後の対応などについて、意見などを述べた市民に対し、誠実に説明することが重要です。

市に対する苦情については、その内容を十分に調査し、その苦情の背景と原因を考慮し、その解決に向け真摯に検討を行い、誠実かつ速やかに対応することとしています。

(法務)

第 26 条 市は、必要に応じて、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法令等の適正な解釈及び運用を行います。

### 【考え方】

市は、その時々々の市民ニーズや市が抱える課題を的確に捉え、これを政策に反映すべく主体的に企画立案し、着実に実施していく責務を担っています。その政策の実現に向けて

は、適宜条例等を適切に制定改廃することが必要であり、関係する法令や条例等を正しい解釈の下、運用していきます。

#### (関与団体)

第 27 条 市は、出資、補助、職員の派遣等の支援を行う団体及び指定管理者に対して、これらの者が行う市と関連する業務の目的が達成されるよう、必要な意見を述べ、及び助言することができるものとします。

#### 【考え方】

市では、限られた財源の中で、地域振興の推進や市民サービスの向上を図るため、法人などに対する出資や補助金の交付、職員の派遣等の支援を行う場合や、地方公共団体に代わり、公の施設（市民会館や市民センターなどの公共施設）の管理、運営を行う指定管理者の指定を行う場合があります。本来の事業目的が達成されるために、市は、これらの者に対し必要な意見を述べ、助言することができます。

#### (行政手続)

第 28 条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を別に条例で定めます。

#### 【考え方】

市には、法令の定めにより様々な権限が与えられており、その中には市民の権利と利益に関わるものも多くあります。このような権限が乱用されることなく、適切に行使されるために、市が行う処分や行政指導、届出に関する手続について、「小樽市行政手続条例」において共通する事項を定めることにより、市民の権利や利益を保護し、公正で透明性の高い行政運営を行っています。

#### (外部監査)

第 29 条 市は、適正で、効果的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、必要に応じて、外部監査を実施するものとします。

#### 【考え方】

監査委員は、市長など他の執行機関から独立した立場で、市や補助団体などの関係機関が財務に関する事務などを法令等に準拠して適正に行っているかの監査を行うとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、組織や運営の合理化に資するため、意見を述べるすることができます。

監査には、監査委員によるもののほか、地方自治法に規定する、包括外部監査契約や個別外部監査契約からなる外部監査契約によるものがあり、市は、必要に応じてこれを実施するものです。なお、実施には条例の制定が必要です。

(公益通報制度)

第30条 市は、別に条例で定めるところにより、職員からの公益通報及び市民からの公益目的通報による市政に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等に対し厳正に対処すべき体制を整えるとともに、当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとします。

**【考え方】**

職員は、全体の奉仕者として市民の信頼に応えるためにも、他の職員が公務員として法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為を行ったことを確認した場合には、第19条「職員の責務」第4項に規定したとおり、「公益通報」をする責務があります。本市では、「小樽市職員倫理条例」に基づき、第三者からなるコンプライアンス委員会などを設置し、通報された市政運営上の違法行為などに対し厳正に対処する体制を整えるとともに、通報者がそのことを理由として人事上の不利益な扱いなどを受けないよう、必要な措置を講ずるものとしています。また、市民からの通報である「公益目的通報」についても、同様に体制を整えています。

第9章 魅力あるまちづくり

- 第31条 市民、議会及び市は、小樽が将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市としてあり続けるよう努めます。
- 2 市は、豊かな自然環境、歴史的景観等の小樽の特性を生かし、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。
- 3 市民は、小樽の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人たちを温かく迎えるよう努めます。

**【考え方】**

本市は、豊かな自然環境と、明治、大正、昭和にかけて繁栄した歴史あるまちなみを背景に、多くの観光客が訪れる、国内有数の観光都市となっています。市民、議会、市は、小樽が将来にわたってにぎわいのあるまちであり続けるために、歴史的な趣など風格を備えた観光都市として、多くの人たちを魅了し続けるよう努めることとしています。

本市は、日本海に面する長い海岸線や市街地を囲むように広がる山や丘陵地などの豊かな自然環境、そして、明治後期から昭和初期における北海道経済の中心地であった頃の貴重な遺産や、小樽運河などの歴史的景観を有しています。市は、その強みを生かした魅力あるまちづくり施策の推進に努めることとしています。

本市の魅力を市民自身が実感できてこそ、将来にわたって風格ある観光都市としてあり続けていくことができます。そのため、市民は、本市の様々な魅力を再認識し、観光客など本市を訪れる人たちにも、その魅力を伝えていくなど、おもてなしの心（ホスピタリティ）を持って迎えるよう努めることとしています。



## 第10章 安全で安心なまちづくり

第32条 市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるよう、防犯活動、交通安全運動その他の安全で安心なまちをつくる取組(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。)を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。

2 市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。

3 市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を講ずるほか、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めます。

### 【考え方】

市は、市民がそれぞれの地域で安全で安心な暮らしを営むことができるように、防犯や交通安全などの運動を推進するとともに、地震や津波、台風などの自然災害、原子力災害やテロ行為など不測の事態に対して、小樽市地域防災計画や小樽市国民保護計画に基づく危機管理体制の整備を行います。

市は、第1項の規定に関し、国や北海道をはじめ、関係機関や地域住民などと連携や協力をしながら、安全で安心なまちづくりを推進し、危機管理体制の整備を行うとともに、啓蒙活動などを通じ、市民意識の向上を図り、必要なときに必要な情報の提供を行います。

市民も、町内会での防犯、防火の活動に参加するなど、安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。また、災害が発生した際には、自助、共助の取組が減災へとつながることから、市民自らが町内会で実施する避難訓練に参加するなど、常日頃から災害に備える意識を高め、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めることとしています。

## 第11章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力

(国、北海道及び他の自治体との連携及び協力)

第33条 市は、まちづくりの課題解決のため、必要に応じて、国、北海道及び他の自治体と連携及び協力を図ります。

### 【考え方】

例えば、大規模災害に見舞われた場合や、交通、観光など広域的な課題を解決する場合には、市だけで対応することは困難です。

そのため、市は、日頃から国、北海道、他の自治体と情報交換に努めるなど、連携と協力を図り、課題の解決に向けて取り組みます。

(関係機関との連携及び協力)

第 34 条 市は、政策の立案、課題の解決及び特色あるまちづくりのため、必要に応じて、関係機関と連携及び協力を図り、その情報、知識等をまちづくりに生かすよう努めます。

**【考え方】**

市は、政策の立案や課題の解決、特色ある地域づくりのために、市内にある教育機関や経済団体、NPO法人などとの連携や協力を進め、知見を活用するとともに、これらの団体との懇談会などを通じ、情報や知識、意見などを積極的に取り入れ、まちづくりに生かすよう努めることとしています。

第 12 章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第 35 条 市は、まちづくりの推進のため、条例、規則等の制定又は改廃並びにまちづくりに関する計画の策定及び施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ります。

**【考え方】**

自治基本条例も条例であることには変わりがなく、形式的には他の条例と並列の関係にあるものですが、本条例は、本市のまちづくりの基本となるものであることから、市は、条例の制定や改廃、まちづくりに関する計画の策定などに当たっては、本条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図ります。

(条例の見直し)

第 36 条 市は、この条例の施行の日から、5 年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。

2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。

**【考え方】**

市は、本条例の実効性を確保するための進行管理を行うとともに、5 年を超えない期間ごとに、本条例が本市のまちづくりに適しているかどうかについての検討を行います。

この検討により、新たに生じた課題や不足する事項が明らかとなった場合には、本条例をより充実させ、その時代の実情に即したものとするため、市民の意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしています。

・小樽市自治基本条例検討委員会名簿（敬称略）

構成分類	役職	氏名
学識経験者	会長	イシグロ マサト 石黒 匡人
小樽市自治基本条例策定委員会 に委員として参加した者	副会長	アラタ ジュンジ 荒田 純司
小樽市自治基本条例策定委員会 に委員として参加した者		オガサワラ マユミ 小笠原 眞結美
小樽市自治基本条例策定委員会 に委員として参加した者		サトウ ミヨコ 佐藤 美代子
小樽市自治基本条例策定委員会 に委員として参加した者		タグチ トモコ 田口 智子
小樽市自治基本条例策定委員会 に委員として参加した者		ナカ カズオ 中 一夫
市長が必要と認める者		オオヤ タカシ 大屋 隆
市長が必要と認める者		カツマタ ノブトシ 勝俣 信俊
市長が必要と認める者		ホリグチ マサユキ 堀口 雅行
学識経験者	アドバイザー	ヨコヤマ ジュンイチ 横山 純一

・小樽市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小樽市自治基本条例(平成25年小樽市条例第34号)第36条第1項の規定に基づき、同条例の見直しについての検討を行うため、小樽市自治基本条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所管事務は、次のとおりとする。

(1) 小樽市自治基本条例第36条第1項に規定する検討を行い、その結果を市長に提言すること。

(2) 前号の検討に関し検討委員会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 検討委員会は、15人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 小樽市自治基本条例策定委員会に委員として参加した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 検討委員会の委員の任期は、市長が委嘱した日から前条に規定する所管事務が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、総務部企画政策室とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

・検討委員会開催経過

開催年月日	開催内容
平成 30 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員、職員紹介</li> <li>・ 設置要綱について</li> <li>・ 会長及び副会長選出</li> <li>・ 条例の見直し検討の進め方について</li> <li>・ 検討資料について</li> <li>・ 条例の検証</li> </ul>
平成 30 年 10 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の検証</li> </ul>
平成 30 年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の検証</li> </ul>
平成 30 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書について</li> </ul>

## 小樽市自治基本条例 条文ごとの取組状況

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>前文</b> 私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有しています。また、市内には北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、小樽運河、旧国鉄手宮線及び北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。</p> <p>小樽では、北海道の開拓期から先人たちによってまちの礎が築かれてきました。さらに、小樽運河をめぐる議論やまちなみを保全する取組など、市民を中心としたまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。</p> <p>私たちは、こうしたまちづくりに対して努力された方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかなくはなりません。</p> <p>そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。</p> <p>ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します。</p>	<p>※小樽市自治基本条例の根幹部分であるため、具体的取組は第3章以降に記載し、ここでは市民周知のみを記載</p> <p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページに策定状況について会議録等を情報提供(随時)</li> <li>・「広報おたる」に策定の経過等について掲載し情報提供(H23年度～H25年度 7回特集ページ掲載 合計9.5ページ分)</li> <li>▲フォーラムの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>H23年度(参加者 47人) H24年度(参加者 32名)</li> </ul> </li> <li>▲ワークショップの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>H23年度 2回開催(参加者41名)</li> </ul> </li> <li>▲市民説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>H25年度 3回開催(参加者52名)</li> </ul> </li> <li>・リーフレットを作成し、市関係機関で配布</li> </ul> <p>※▲については、その年度のみの取組</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「広報おたる」に条例の内容について掲載し情報提供(H26年度 特集コラム 9回 合計4.5ページ)</li> <li>○まち育てふれあいトークにより自治基本条例の内容を説明(H27年度 (社)北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部 53名参加)</li> <li>○子供を対象に小樽商大犬津ゼミの協力のもと「キッズモール」を開催(H26年度 小学生とその親5組によりまちづくり体験の実施)</li> <li>○小樽商大犬津ゼミの協力のもと、中学生～大学生を対象にリーフレットを作成</li> </ul>		<p>・本条例の市民周知については、アンケート等による実績値はありませんが、十分に浸透している状況ではないと考えます。今後も、周知度の調査の検討のほか、本条例の内容や主旨の周知などに取り組む必要があると考えます。</p>
<p><b>第1章 総則</b></p>			
<p><b>第1条 (目的)</b></p> <p>この条例は、市民、議会及び市(市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。)が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。</p>			
<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者(以下「事業者」といいます。)及び活動する団体をいいます。</li> <li>(2) 協働 市民、議会及び市が、それぞれの責務と役割を認識し、お互いを尊重しながら協力し行動することをいいます。</li> <li>(3) コミュニティ 地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体をいいます。</li> <li>(4) まちづくり 豊かで活力ある地域社会の実現のための公共的な活動をいいます。</li> </ol>			
<p><b>第2章 まちづくりの基本原則</b></p>			
<p><b>第3条 (情報の共有の原則)</b></p> <p>市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。</p>			
<p><b>第4条 (参加及び協働の原則)</b></p> <p>まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 市民、議会及び市は、それぞれがその役割に基づいて、協働してまちづくりを進めることを基本とします。</li> </ol>			

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第3章 情報の共有</b></p> <p><b>第5条 (情報の提供)</b> 市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供できるよう努めます。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b> ・広報誌の発行 ①「広報おたる」毎月発行(市広報) ②「絆」年4回(市立病院広報) ③「水おたる」年3回(水道局広報) ④火災予防運動お知らせ年2回(消防本部) ・情報誌の発行 ①小樽市くらしのガイド(全戸配布) ②各イベント情報(博物館、図書館、観光振興室、子育て支援センター、生涯学習プラザ、勤労女性センター等) ③その他市政情報(検診カレンダー(保健所)、ゴミ収集カレンダー(生活環境)ほか) ・「まち育てふれあいトーク」など各種出前講座や各種相談会・講演会等による情報提供 ・定例市長記者会見 ・小樽市公式ホームページによる情報提供 ・テレビ・ラジオ放送での小樽市からのお知らせ ・町内会を通じた回覧等による情報提供(随時)</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b> ○小樽市公式ホームページの市民相談に対応したレイアウト変更(H27年度～) ○フェイスブック及びツイッターでの情報発信(H28年度～) ○「広報おたる」折り込みチラシでの重点施策の周知(H29年度～)</p>	<p>&lt;まちづくりフォーラム(H30.7)参加者アンケート&gt; <b>Q まちづくりに関する情報が適時わかりやすく提供されているか</b> A 十分提供されている 9.5% ある程度提供されている 38.1% どちらともいえない 19.1% あまり提供されていない 26.2% 全く提供されていない 7.1%</p>	<p>・本条文の主旨により、市政情報などについて、市ホームページや広報おたるを中心に情報提供を行っています。今後も、それ以外の方法も取り入れながら、より分かりやすい市政情報の提供に取り組む必要があると考えております。</p>
<p><b>第25条 (説明責任)</b> 市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。 2 市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査及び検討を行い、誠実に対応します。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b> ・接遇や苦情対応に関する研修の実施</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b> ○「分かりやすい説明の仕方研修」の実施(H29年度)</p>		<p>※第8章 行政運営(P7)参照</p>
<p><b>第6条 (情報の公開)</b> 議会及び市は、その保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。 2 議会及び市は、その保有する情報を適切に管理します。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b> ・「小樽市情報公開条例」等に基づく情報公開請求の受付、開示等(H26～H29年度:請求547件。うち全部開示125件、一部開示389件、不開示10件、取下げ23件) ・「小樽市文書事務取扱規程」に基づく年度ごとの文書分類表により管理</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b> ○新設する審議会等については原則公開することとし、既存の審議会等についても公開することに変更したもの(国保運営協議会など)がある</p>		<p>・本条文の主旨により、情報公開請求があった場合、小樽市情報公開条例の規定に従い適正に対応しているほか、審議会等についても公開対応が主になりつつあります。今後も同様に対応する必要がありますと考えております。</p>
<p><b>第7条 (個人情報の保護)</b> 議会及び市は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講ずるとともに、その保有する個人情報を適切に取り扱います。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b> ・「小樽市個人情報保護条例」に基づく個人情報の適正管理 ・「小樽市個人情報保護条例」に基づく保有個人情報開示請求の受付、開示等(H26～H29年度:請求22件。うち全部開示6件、一部開示8件、不開示8件) ・「小樽市個人情報保護条例」に基づく保有個人情報訂正請求の受付等(H26～H29年度:請求1件。うち不訂正1件)</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b> ○マイナンバー制度の開始に伴う「小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」の制定、庁内周知(H27年度～) ○小樽市立病院における「個人情報保護方針」、「個人情報の保護に関する院内ガイドライン」等の策定及び「個人情報保護検討委員会」の設置(H26年度～)</p>		<p>・本条文の主旨により、個人情報の取り扱いについては、小樽市個人情報保護条例の規定に従い適正に対応しており、今後も同様に対応する必要がありますと考えております。</p>

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第4章 参加及び協働</b></p> <p><b>第8条</b> <b>(市民参加の推進)</b> 市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます。</p> <p>2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます。</p> <p>3 市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b> ・審議会等での市民公募委員の参画 ・各年度4月1日現在の女性登用状況の調査、市ホームページへの掲載 ・「小樽市男女平等参画基本計画」の策定(H15年度) ・「第2次小樽市男女共同参画基本計画」の策定(H25年度) ・審議会等への女性登用の推進 ・パブリックコメントの実施 (H26-H29年度:実施49案件。うち意見提出者数75人・団体、意見数243件、計画等の修正件数8件)</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b> ○審議会等における市民公募委員への事前登録を行う「小樽まちづくりエントリー制度」の試行(H28年度～。市民公募委員数:H28.4.1 27人→H29.4.1 50人) ○市長が直接地域に赴いて市民からの意見をうかがう「おたるWAKI・あい・あitーク」を新設(H28年度～。1回開催42名参加) ○小樽まちづくりエントリー制度の実施により、審議会等への女性の登用推進に寄与(市全体の女性登用率 32.1%(H22.4.1)⇒34.1%(H29.4.1)、エントリー制度による女性登用率61.0%) ○市民アンケートにおける無作為抽出の際、地域、性別や年齢に偏りが生じないように配慮</p>	<p><b>&lt;総合計画策定のためのアンケート&gt;</b> <b>Q 市民の意見や要望が市政に反映されていると思うか</b> A (H28調査) 反映されている 0.9% ある程度反映されている 22.6% あまり反映されていない 34.2% 反映されていない 15.9% どちらともいえない 24.4% (H19調査) 反映されている 0.6% ある程度反映されている 24.3% あまり反映されていない 42.9% 反映されていない 12.4% どちらともいえない 15.2%</p> <p><b>Q 市民の意見を市政に反映させるため必要なことはなにか</b> A (H28調査 複数回答のうち回答上位) アンケート調査など多数の意見を聴く機会を増やす 44.7% 計画策定の際に意見を聞く機会を増やす 24.7% 市政の評価に参加できる機会の充実 23.0% 市政の重要課題についての懇談 21.8% 審議会などを傍聴できる機会の充実 18.4%</p> <p><b>&lt;まちづくりエントリー制度就任委員へのアンケート&gt;</b> <b>Q 会議における御自身の意見の反映について</b> A (H30.1調査) ある程度反映されたと思う 26.9% あまり反映されなかったと思う 19.2% どちらともいえない 50.0%</p>	<p>・本条文に規定する市民参加について、市政への市民参加の手法である審議会への市民公募については実績値はあがっているものの、アンケートによる意見の市政への反映に対しての満足度は高くない。今後も、市政への市民意見の反映を念頭に、参加機会の充実を図る必要があると考えております。</p>
<p><b>第24条</b> <b>(委員の公募)</b> 市は、審議会等を設置する場合は、公募による委員を加えるよう努めます。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b> ・各種審議会等に市民公募委員枠を設定</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b> ○「小樽まちづくりエントリー制度」を導入し、従来の広報等による一般公募に加え、登録制度により市民参加の増に努めた(H28・29年度:登録者132名、委員就任42名〔22審議会等〕) ○各種計画策定等に当たり審議会等を新設する際に市民公募委員枠を設けた。 ○既存の審議会等に市民公募委員枠を新設した、又は増員した。</p> <p>※市民公募委員数の推移 H25年度:18人(10審議会等)、H26年度:21人(12審議会等)、H27年度:24人(14審議会等)、H28年度:27人(16審議会等)、H29年度:50人(19審議会等)</p>		<p>※第8章 行政運営(P7)参照</p>



条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価										
<p><b>第9条</b> <b>(協働によるまちづくりの推進)</b> 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>2 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>各種ボランティア養成のための講座の開催</li> <li>ウォーキングサポーター養成講座、食生活改善推進員養成講座など</li> <li>各種計画等策定のための無作為抽出による市民等へのアンケートの実施(第6次小樽市総合計画など)</li> <li>各種計画等策定のためのワークショップ、意見交換会、説明会等の開催(小樽市自治基本条例策定など)</li> <li>「快適な環境づくり実践連絡会議」による『旧手宮線クリーンアップウォーキング(JR北海道小樽駅と共催)』、『フラワーストリート(浅草線の花植え事業)』の実施</li> <li>「ボイ捨防止!街をきれいにし隊」による清掃活動の実施</li> <li>集団資源回収事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>※地域の町内会などの団体が登録し資源回収を実施する。奨励金有</li> </ul> </li> <li>公園愛護会による活動(62公園45団体) <ul style="list-style-type: none"> <li>※公園の清掃、除草・公園施設の点検連絡等</li> </ul> </li> <li>私道整備への支援(私道の舗装工事等を行う地域有志団体等に費用助成)</li> <li>街路防犯灯設置等への支援(街路防犯灯の工事・維持管理に要した費用の一部を設置者・維持者(町会等)に助成)</li> <li>「小樽市ふるさとまちづくり協働事業」による支援(市民が主体的に行う公益性の高いまちづくり活動に対する費用助成)</li> </ul> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画策定のためのワークショップ(H26年度、3回)及び説明会(H29年度、1回)開催</li> <li>○「小樽市健康づくりネットワーク会議」委員を『おたる健康ナビゲーター』に任命・協働した健康づくり情報の発信(H27年度～)</li> <li>○『小樽わくわく共育ネットワーク』講座の開催(H27年度～)</li> <li>○「小樽認知症の人を支える家族の会」との共催により、「世界アルツハイマーデー記念講演会」を開催(H27年度～)</li> <li>○小樽まちづくりエントリー制度の名簿登録者あてにワークショップ等の参加案内(H28年度1件、H29年度2件)</li> <li>○「小樽市歴史文化基本構想」策定に係る市民参加型のワークショップの実施(H28年度:2回、H29年度:1回)</li> <li>○第二次小樽市観光基本計画策定のためワークショップを開催(H28年度、25名参加)</li> <li>○公共施設のあり方を検討するため、市民意見交換会を開催(H29年度、一般参加19名)</li> <li>○次期総合計画策定に向け、ワークショップ「小樽市民会議100」を開催(H29年度、全5回、延276人参加)</li> <li>○街路防犯灯のLED化への支援(既存街路防犯灯をLED灯に改良する費用の一部を設置者(町会等)に助成。H27年度～H29年度の対象灯具は水銀灯、白熱灯、蛍光灯。H30～H32年度の対象灯具はナトリウム灯、無電極灯)</li> </ul> </p> </p>	<p>&lt;まちづくりフォーラム(H30.7)参加者アンケート&gt;  <b>Q 条例によるまちづくりを進めていく上での問題点や課題は何だと思うか</b>  A (複数回答可)</p> <table border="1"> <tr> <td>市からの情報提供が不足している</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>市からの市民参加の機会提供の不足</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>市によるコミュニティへの支援が不足</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>市民の意識や関心が少ない</td> <td>43.1%</td> </tr> <tr> <td>まちづくりへの参加の仕方がわからない</td> <td>13.9%</td> </tr> </table>	市からの情報提供が不足している	11.1%	市からの市民参加の機会提供の不足	13.9%	市によるコミュニティへの支援が不足	16.7%	市民の意識や関心が少ない	43.1%	まちづくりへの参加の仕方がわからない	13.9%	<p>・アンケート結果では、市からの情報提供の不足や市民参加の機会提供の不足、コミュニティの支援不足が指摘されているとともに、市民のまちづくりへの意識や関心の低さが指摘されています。よって、本条文に規定する協働のまちづくりの推進が進んでいるとは言えない状況にあると考えます。今後も、第5条 情報の提供 第8条 市民参加の推進 第10条 コミュニティの規定による取り組みを進めることにより、協働のまちづくりの推進を図る必要があると考えております。</p>
市からの情報提供が不足している	11.1%												
市からの市民参加の機会提供の不足	13.9%												
市によるコミュニティへの支援が不足	16.7%												
市民の意識や関心が少ない	43.1%												
まちづくりへの参加の仕方がわからない	13.9%												
<p><b>第10条</b> <b>(コミュニティ)</b> 市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。</p> <p>2 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>総連合町会・各町会への支援(総連合町会への補助、町会支援員制度)</li> <li>町内会館の建設等への支援(町内会館を新築、改修する際の一部補助)</li> <li>「地区連合町会長と市長と語るつどい」及び「町会長と市との定例連絡会議」の開催</li> <li>町内会役員を対象としたコミュニティリーダー研修の開催</li> <li>一般財団法人自治総合センターによる「コミュニティ助成事業」の活用への支援(広報おたる・市ホームページでの助成事業募集の周知、応募の取りまとめ)</li> <li>老人クラブ連合会・各老人クラブへの支援(老人クラブ連合会への補助)</li> </ul> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる認知症カフェの運営事業に対し補助金を交付(H29年6団体)</li> <li>○勤労青少年ホームDIYプロジェクトの実施(H30年度)</li> </ul> </p> </p>	<p>&lt;まちづくりフォーラム(H30.7)参加者アンケート&gt;  <b>Q コミュニティ(町内会、NPO法人など)活動に関ったことはあるか</b>  A</p> <table border="1"> <tr> <td>積極的に関わっている</td> <td>29.3%</td> </tr> <tr> <td>ときどき関わっている</td> <td>31.7%</td> </tr> <tr> <td>以前に関わったことがある</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>関わったことはないが今後関りたい</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>関るうとは思わない</td> <td>7.2%</td> </tr> </table>	積極的に関わっている	29.3%	ときどき関わっている	31.7%	以前に関わったことがある	9.8%	関わったことはないが今後関りたい	22.0%	関るうとは思わない	7.2%	<p>・本条例に規定するコミュニティ、特に、町内会では加入率の低下や役員不足などの問題を抱えており、市として加入促進等の支援に今後も努めていく必要があると考えております。また、その他のコミュニティについても、その活動の情報収集、市民への情報提供、その他支援に努め、活動の活発化を図る必要があると考えております。</p>
積極的に関わっている	29.3%												
ときどき関わっている	31.7%												
以前に関わったことがある	9.8%												
関わったことはないが今後関りたい	22.0%												
関るうとは思わない	7.2%												

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第11条</b> <b>(住民投票)</b> 市長は、市政に関する重要な事案について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除きます。)をいいます。)の意思を確認するため、その事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定め、住民投票を実施することができます。 2 市は、住民投票の結果を尊重します。</p>	<p>&lt;実例なし&gt;</p>		
<p><b>第5章 市民</b> <b>第12条</b> <b>(市民の権利)</b> 市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。 2 市民は、議会及び市が保有する情報について、知る権利を有します。</p>	<p>【市で把握している取組の例】 <b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b> ・各町内会や小中学校、各種事業者等による緑化活動、地域清掃活動や河川等の清掃活動 ・各町内会によるサロン事業の実施(高齢者等地域住民の交流の場づくり) ・老人クラブ連合会による友愛訪問活動の実施(独居高齢者宅等を訪問) ・各自主グループの「ノルディックウォーキング」による健康づくりボランティア活動の実施 ・「小樽食生活改善協議会」による食改善を通じた健康づくりボランティア活動の実施(食生活改善推進員による自主組織でのボランティア活動) ・各種イベントへのボランティアの参加 ・まちづくり協働事業での実施事業 (H21年度「手宮公園桜再生事業」「並木凡平歌碑周辺整備」ほか) (H22年度「朝里川遊歩道桜並木百本事業」「第2回おたる祝津にしん祭り」ほか) (H23年度「小樽武揚祭2011」「第3回おたる祝津にしん祭り」ほか) (H24年度「真夏の北運河サウンドエナジー」「2013朝里十字街雪まつり」ほか) (H25年度「おたる案内人ジュニア育成プログラム事業」「ベビーマッサージキャラバン」ほか) ・市内外事業者(FMおたる など)ほかと災害関係協定締結</p>	<p>&lt;総合計画策定のためのアンケート&gt; <b>Q まちづくりのための市民活動に参加したことがあるか</b> A (H28調査) 現在参加している 13.4% 以前参加したことがある 31.1% 参加したことはない 52.4% <b>Q どのようなまちづくりに参加したか</b> A (H28調査 複数回答のうち回答上位) ・町内会など地域における活動 68.2% ・美化・清掃活動 42.7% ・イベント活動 20.3% ・環境保全(自然保護・リサイクル)活動 18.6% ・交通安全、防犯、防災活動 16.9% ・お年寄りや障がいのある方への支援 15.5% <b>Q 今後まちづくりに参加したいか</b> A (H28調査) 積極的に参加したい 3.4% ある程度参加したい 49.7% 参加できない(したくない) 40.3%</p>	<p>・本章の規定について、アンケート結果では、まちづくりのための市民活動に参加したことのない人が過半数であるため、今後も市として、まちづくりの情報提供や市民参加機会の充実などにより、まちづくりに参加しやすい状況を作り出す必要があると考えます。</p>
<p><b>第13条</b> <b>(市民の責務)</b> 市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます。 2 市民は、まちづくりへの参加に際して、自らの発言及び行動に責任を持ち、互いに協力するよう努めます。</p>	<p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b> ○高齢者と障害者、子ども達との交流(rashisaの庭、小樽ボック) ○猫の終生適正飼育の啓蒙活動(おたる猫サポート隊) ○木作業の指導・支援活動(木エボランティアきつつき) ○食事を中心とした高齢者の居場所づくり(くつろぎ食堂ぼぼろ) ○各介護予防教室による健康づくりサポート活動(高齢者の健康づくり) ○障害者と一緒清掃活動(じつはら社会福祉事務所ボランティアの会) ○まちづくり協働事業での実施事業 (H26年度「～真夏の～北運河サウンドエナジーvol.3」「2015朝里十字街雪まつり」ほか) (H27年度「おたるワークステーション」「元気な心は体から!」ほか) (H28年度「あそびで笑顔のまちづくり「みんなあつまれ」」「北海道の近代化歴史遺産旧手宮線を「花と鉄道の散策路」に」ほか) (H29年度「あそびで笑顔のまちづくり「みんなのひろば」」「IchigoJamプログラミング教室」ほか)</p>	<p><b>Q 今後参加したい分野は</b> A (H28調査 複数回答のうち回答上位) ・美化・清掃活動 44.4% ・町内会などの地域活動 41.8% ・お年寄りや障がいのある方への支援 32.5% ・環境保全(自然保護・リサイクル)活動 28.8% ・イベント活動 26.5% ・子育て支援活動 26.2% ・郷土遺産を守り育てる活動 22.0% ・交通安全、防犯、防災活動 15.6%</p>	
<p><b>第14条</b> <b>(事業者の権利及び責務)</b> 事業者は、前2条に規定する権利及び責務を有するとともに、自らも地域の一員として、地域社会との調和を図り、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。</p>			

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第6章 議会及び議員</b></p> <p><b>第15条</b> <b>(議会の役割及び責務)</b> 議会は、市政の意思決定機関として、法令に定める権限を行使するほか、市政の適正な運営について監視及びけん制を行います。</p> <p>2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。</p> <p><b>第16条</b> <b>(議員の責務)</b> 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、小樽市の状況と地域の課題について市民とその認識を共有し、積極的に市民の様々な意向を把握することにより、これを議会での議論に反映させるよう努めます。</p> <p>2 議員は、議会での議論及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究に努めます。</p>	<p>&lt;別途参照&gt;</p>		
<p><b>第7章 市長及び職員</b></p> <p><b>第17条</b> <b>(市長の役割及び責務)</b> 市長は、選挙によって選ばれた小樽市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、小樽市の状況や課題について、市民とその認識を共有し、指導力を発揮して、まちづくりに取り組みます。</p> <p>3 市長は、市民の代表として、小樽及び後志地域の魅力を認識し、国内外に発信します。</p>	<p>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報おたる」を活用した市長への手紙の実施(現在は年1回)</li> <li>・市HPを活用した市長公務の情報提供</li> <li>・町内会等、まちづくり団体との懇談</li> <li>・トップセールスの実施(首都圏展示会、クルーズ客船誘致等)</li> </ul>		<p>・本条文の規定について、市長の取り組み姿勢としては、本条例の主旨のとおり行っていると考えます。</p>
<p><b>第18条</b> <b>(職員の育成等)</b> 市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます。</p>	<p>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、道その他関係団体への職員派遣</li> <li>・「小樽市人材育成基本方針」の策定(H19年度)</li> <li>・人事評価制度実施に向けた試行を実施(H19・21・25年度)</li> <li>・職員研修の実施(H25年度:基本・特別・派遣研修を計32件実施、460名受講)</li> <li>・「小樽市職員倫理条例」(H23年度制定)に基づいた「コンプライアンスハンドブック」を作成し・配布により周知(H24年度)</li> <li>・「小樽市自治基本条例」の施行前に職員説明会を実施(H25年度)219名受講</li> <li>・全国の不祥事例を教訓とする「コンプライアンス通信」を毎月発信(H24年度～)</li> </ul> <p>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自己啓発のための「eラーニング」の実施(H26年度～)</li> <li>○職員研修の項目に「小樽市自治基本条例」の内容を追加(H26年度～H29年度 367名履修)</li> <li>○人事評価制度実施に向けた試行を実施(H27年度)、同制度本格実施(H28年度～)</li> <li>○職員研修の充実(H29年度:基本・特別・派遣研修を計55件実施、1,035名受講)</li> <li>○「小樽市人材育成基本方針」を改訂(H29年度改訂作業、H30施行)</li> </ul>		<p>・本条文に規定する、職員の育成については、条文の主旨のとおり行っていると考えられるが、今後もより職員育成に資する取組を行っていく必要があると考えております。</p>

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第19条</b> <b>(職員の責務)</b> 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得、技術の向上等の自己研さんに努めます。</p> <p>3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するよう努めます。</p> <p>4 職員は、市政に関する事実で、法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為により、公共の利益に反する事実を確認した場合は、別に条例で定めるところにより、その事実を通報します。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b>          ・職員として採用時、法令の遵守及び公正かつ誠実な職務の遂行について宣誓書に署名捺印          ・職員研修の履修のほか職場内研修の履修及び実施          ・おたる雪あかりの路などのイベント参加や市役所庁舎ガーデニングボランティアなどへの参加</p>		<p>・本条文に規定する、職員の責務については、法令等に定める事項については概ね本条例の主旨どおり遵守していると考えられますが、職務上の事故等も発生しているため、今後も、より本条例の主旨により職務を遂行する必要があると考えます。また、職員のまちづくりへの参加については本条例の主旨を周知し、意識改革を図る必要があると考えております。</p>
<p><b>第8章 行政運営</b></p> <p><b>第20条</b> <b>(総合的な計画)</b> 市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画(以下単に「総合的な計画」といいます。)を策定します。</p> <p>2 市は、総合的な計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。</p> <p>3 市は、市政に関する計画及び施策を定める場合は、総合的な計画との整合性を図ります。</p> <p>4 市は、総合的な計画の実施状況について、進捗管理を行い、市民へ情報提供を行うとともに、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b>          ・次期総合計画策定のための各種アンケート調査の実施(H28年度:市民3,000人に送付、1,172人から回答。町会等へ168件送付、117件回答。各種団体等へ172件送付、122件回答)          ・次期総合計画策定の進捗状況を「広報おたる」や市ホームページに随時掲載          ・「おたる子ども会議」を拡大し開催(H29年度:中学校12校、生徒24人が参加)</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b>          ○次期総合計画の構造について機動的に見直しができるよう、基本構想・基本計画からなる2層構造とするとともに、適切な進捗管理を旨し行政評価と一体となった計画となるよう策定方針を策定(H28年度)          ○総合的な計画を策定するため「小樽市総合的な計画の策定等に関する条例」を制定(H29年度)          ○次期総合計画策定に向け、ワークショップ「小樽市民会議100」を開催(H29年度。全5回、延276人参加)          ○次期総合計画策定に向け、市民参加による「小樽市総合計画審議会」を設置(H29年度～)</p>		<p>・本章に規定する行政運営の各規定については、概ね条例の主旨のとおり遂行しているものと考えているが、今後は、より一層の情報提供と市民参加の推進、より健全な財政運営、市民への説明責任と法令の遵守に留意し市政運営に取り組む必要があると考えております。</p>
<p><b>第21条</b> <b>(財政運営)</b> 市は、健全な財政運営を図るため、総合的な計画を踏まえながら中長期的な展望に立った予算編成に努めます。</p> <p>2 市は、所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な活用に努めます。</p> <p>3 市は、財政の状況、予算及び決算の内容並びに公有財産の状況について、市民に分かりやすく情報を公表します。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b>          ・「予算」「決算」「財政状況」「新地方公会計制度による財務諸表」など小樽市の財政状況に関する情報を市ホームページや広報おたるにより公表          ・小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定(H22年度)          ・小樽市公園施設長寿命化計画の策定(H25年度)          ・小樽市橋梁長寿命化修繕計画の策定(H25年度)          ・財政健全化計画の策定(H13、18年度)          ・財政再建推進プラン・実施計画の策定(H16、17年度)          ・中期財政収支見通し(現収支改善プラン)の策定(H25年度から5カ年、以後毎年改定)</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b>          ○公有財産を含む固定資産台帳を策定(H28年度。今後、公表予定)          ○「小樽市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の現状を把握、今後の管理等の基本的な方針を規定(H28年度)。計画策定時に広報おたる等により公表、市ホームページに掲載。同計画に基づき、個別施設計画を策定予定(H32年度)</p>		

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第22条</b> <b>(行政評価)</b></p> <p>市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます。</p> <p>2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます。</p>	<p>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業評価を実施(H24・25年度は試行。H24～H28で計314事業、うち56事業が見直し済)</li> </ul> <p>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施策評価を試行として実施(H28・H29年度)</li> <li>○施策の評価過程において、市民9名を含む10名による行政評価市民会議を開催し意見等を聴取(H28年度～。H29年度の市民会議は市民7名を含む8名で構成)</li> <li>○行政評価市民会議の意見等を基に、評価方法等の見直しを検討し、一部実施(H29年度)</li> </ul>		<p>※第8章 行政運営(P7) 参照</p>
<p><b>第23条</b> <b>(組織運営)</b></p> <p>市は、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため、市民に分かりやすく、効果的かつ機能的な組織の編成に努めます。</p> <p>2 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、組織内の横断的な連携を積極的に進めます。</p>	<p>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政再建を目的に大規模な組織改革を実施(H16年度、H20年度)</li> <li>・グループ制の導入(H16年度～)</li> </ul> <p>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉部子育て支援課を室に、産業港湾部港湾室に港湾振興課を新設など、全15項目の組織改革を実施(H29年度)</li> </ul>		
<p><b>第26条</b> <b>(法務)</b></p> <p>市は、必要に応じて、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法令等の適正な解釈及び運用を行います。</p>	<p>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例規審査委員会を設置(職員15名程度)</li> <li>・職員研修「法制研修」を実施している。(出席者30人程度/年1回)</li> <li>・法務担当職員による北海道主催の法令関係研修等への出席</li> </ul> <p>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○株式会社ぎょうせいの運営するシステム導入による法令の効率的な管理・運用(H28年度～)</li> </ul>		
<p><b>第27条</b> <b>(関与団体)</b></p> <p>市は、出資、補助、職員の派遣等の支援を行う団体及び指定管理者に対して、これらの者が行う市と関連する業務の目的が達成されるよう、必要な意見を述べ、及び助言することができるものとします。</p>	<p>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資団体 27団体(H28年度)、補助等交付団体 159団体(H28年度)、指定管理者 22箇所(H30.4.1)に対して毎年事業実績の提出を求めている他、必要に応じて助言等を行っている。</li> </ul> <p>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小樽市補助金等交付規則の施行による、適切な補助金等の交付及び管理(H27年度～)</li> </ul>		
<p><b>第28条</b> <b>(行政手続)</b></p> <p>市は、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を別に条例で定めます。</p>	<p>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続条例に基づき、事務手続のフローや審査基準等の設定要領などを定めた庁内マニュアルを整備</li> </ul> <p>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○株式会社ぎょうせいの運営するシステム導入による標準処理期間の設定(H30年度)</li> </ul>		
<p><b>第29条</b> <b>(外部監査)</b></p> <p>市は、適正で、効果的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、必要に応じて、外部監査を実施するものとします。</p>	<p>&lt;実例なし&gt;</p>		
<p><b>第30条</b> <b>(公益通報制度)</b></p> <p>市は、別に条例で定めるところにより、職員からの公益通報及び市民からの公益目的通報による市政に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等に対し厳正に対処すべき体制を整えるとともに、当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとします。</p>	<p>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽市職員倫理条例に基づき「コンプライアンス委員会」設置(H24年度)</li> <li>(H24年度:通報1件 委員会開催3回、H25年度:通報1件 委員会開催3回、H26年度:通報3件 委員会開催3回、H27年度:通報4件 委員会開催2回、H28年度:通報4件 委員会開催6回 H29年度:通報5件 委員会開催4回)</li> <li>・公益通報者保護法に基づき、通報体制を整備</li> </ul>		

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第9章 魅力あるまちづくり</b></p> <p><b>第31条</b> 市民、議会及び市は、小樽が将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市としてあり続けるよう努めます。</p> <p>2 市は、豊かな自然環境、歴史的景観等の小樽の特性を生かし、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。</p> <p>3 市民は、小樽の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人々を温かく迎えるよう努めます。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b>          ・小樽港クルーズ推進協議会によるクルーズ客船寄港時の歓迎          ・歴史的建造物の説明看板の設置及びパンフレット等による周知及び登録、指定、所有者に対する助成制度の周知など          ・景観条例及び屋外広告物条例の施行による周辺の街並みに調和した建築物等や屋外広告物の誘導          ・観光客へのボランティア団体等の活動</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b>          ○日本遺産認定に向けた取組(H29年度～)          ○第二次小樽市観光基本計画の策定(H29.4)</p>		<p>・本章の規定について、本市は年間800万人以上(H29年度)の観光客が訪れる魅力あふれるまちであり、官民協働により、様々な取組を行っています。今後も本市が魅力あふれるまちとして発展するよう本条例の主旨により取り組む必要があると考えております。</p>
<p><b>第10章 安全で安心なまちづくり</b></p> <p><b>第32条</b> 市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるよう、防犯活動、交通安全運動その他の安全で安心なまちをつくる取組(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。)を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。</p> <p>2 市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。</p> <p>3 市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を講ずるほか、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めます。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b>          ・小樽市防災会議の運営及び小樽市地域防災計画の作成(S40年度～)          ・交通安全運動          (1)6期60日運動          (2)特別運動(七夕・クリスマス時期)          (3)近隣市町村合同キャンペーン(小樽市、手稲区、石狩市)          (4)小学校レター作戦(朝里小、色内小)          (5)天神・真栄・奥沢合同キャンペーン(9月と3月)          (6)高齢者交通事故防止対策事業(夜光反射材配          ・事業者との災害時・緊急時における各種協定の締結(13件)          ・小樽市総合防災訓練の実施          ・町内会による自主防災訓練実施の啓発及び参加ならびに助言          ・避難所備蓄食料・備蓄品の配備(アルファ米・クラッカー、毛布、ブルーシート、簡易トイレなど)          ・災害時要援護者登録制度の実施(H20年度～)          ・小樽市耐震改修促進計画の推進(H20年度～)          ・北海道の津波浸水想定(H22.3公表)に対応した津波ハザードマップの作成(H23年度)          ・海拔標示板、津波喚起標識の設置(市内182箇所、H25～H26年度)          ・町内会及び民間保育所等への防災ラジオの配布(240団体、H25～H26年度)</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b>          ○事業者との災害時・緊急時における各種協定の締結(4件)          ○交通安全運動          (1)4期40日          (2)飲酒運転根絶見廻隊事業          ○避難誘導看板の設置(市内運河周辺19箇所、H27年度)          ○避難行動要支援者名簿の作成(H27年度～)          ○小樽市空家等対策計画の策定(H27年度～)          ○小樽港港湾BCPを策定(H28年度)          ※BCPとは災害などのリスクが発生したときに、業務が中断しない、また、中断したとしても機能の復旧のため戦略的に準備しておく計画          ○北海道の津波浸水想定(H29.2公表)に対応した津波ハザードマップの作成(H29年度)          ○市内沿岸地域への防災行政無線(同報系)の整備に向けた基本設計(H29年度)及び実施設計(H30年度)</p>		<p>・本章に規定する、安全で安心なまちづくりについては、官民協働により、防犯、防災、交通安全など様々な取組を行っています。今後も、市民及び関係機関との連携を密にしながら、市民がより、安全で安心にこのまちで暮らしていけるよう取り組む必要があると考えております。</p>

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第11章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力</b></p> <p><b>第33条</b>  <b>(国、北海道及び他の自治体との連携及び協力)</b>  市は、まちづくりの課題解決のため、必要に応じて、国、北海道及び他の自治体と連携及び協力を図ります。</p>	<p><u>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽国道協議会(後志管内全20市町村で組織)の主宰</li> <li>・各種期成会の主宰・参加(8件)</li> <li>・石狩湾新港管理組合(北海道、小樽市、石狩市で組織)への参画</li> <li>・石狩西部広域水道企業団(北海道、札幌市、小樽市、石狩市、当別町で組織)への参画</li> <li>・石狩湾新港地域開発連絡協議会(昭和46年度)への参加</li> <li>・北しりべし廃棄物処理広域連合(平成14年度～)</li> <li>・北海道移住促進協議会(平成17年度)への参加</li> <li>・北海道新幹線建設促進沿線自治体連絡協議会(平成18年度)への参加</li> <li>・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(北海道・北海道市長会・北海道町村会、H8.11締結)</li> <li>・札幌市手稲区・石狩市との三市区連携(H19年度～)</li> <li>・北しりべし定住自立圏(平成21年度、北しりべし5町村と協定締結)</li> <li>・北海道新幹線並行在来線対策協議会(平成24年度)への参加</li> <li>・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ(北海道開発局、H22.5締結)</li> <li>・泊発電所周辺の安全確認等に関する協定(北海道・後志各町村(岩内町・神恵内村・共和町・泊村を除く)・北海道電力(株)、H25.1締結)</li> <li>・小樽市・半田市・日南市災害時相互応援協定(H25.3締結)</li> <li>・小樽・北後志広域インバウンド推進協議会(平成25年度)への参加</li> <li>・災害時の応援に関する協定(北海道財務局・北海道・北海道市長会・北海道町村会、H26.3締結)</li> </ul> <p><u>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○札幌市水道局との連携協力に関する基本協定を締結(H26年度)</li> <li>※災害時などに水道水を相互融通できる緊急時連絡管を整備(H29年度)</li> <li>○大規模災害時等の連携に関する協定(陸上自衛隊第11特科隊、北しりべし5町村、H27.1締結)</li> <li>○原子力災害時等における広域避難に関する協定書(古平町、H27.3締結)</li> <li>○北海道新幹線しりべし協働会議(平成27年度)への参加</li> <li>○「高速で行こう！」北しりべし魅力発信協議会(平成28年度)への参加</li> <li>○北海道新幹線新小樽(仮称)駅建設促進連絡・調整会議(平成29年度)の設置</li> <li>○北海道新幹線利用促進キャンペーン事業実行委員会(平成29年度)への参加</li> <li>○小樽市結核集団感染対策委員会(H29年度設置) (構成:公益財団法人結核予防会結核研究所、小樽市、北海道、札幌市、当該病院)</li> <li>○小樽地域雇用創造協議会(H29年度設置) (構成:小樽市、北海道後志総合振興局、小樽商工会議所、小樽物産協会、小樽観光協会、小樽商科大学、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部)</li> </ul>		<p>・本条例の規定について、個別の案件等の様々な課題に対して、国等の関係機関と協力し対応しているほか、社会状況の変化等に対応するため各自治体との広域での連携を推進しています。今後も、課題解決のため必要に応じて本条例の主旨により取り組む必要があると考えております。</p>

条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第34条</b> <b>(関係機関との連携及び協力)</b> 市は、政策の立案、課題の解決及び特色あるまちづくりのため、必要に応じて、関係機関と連携及び協力を図り、その情報、知識等をまちづくりに生かすよう努めます。</p>	<p><b>&lt;①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等&gt;</b>  ・各種審議会等委員を各大学等(小樽商科大学・北海道職業能力開発大学校・北海道科学大学等)教員に委嘱  ・小樽市都市計画審議会委員への委嘱(小樽商科大学等に委嘱)(S44～)  ・おたる運河ロードレース大会実行委員会を、NPO法人小樽体育協会、小樽後志陸上競技協会と協力して運営  ・小樽市スポーツ推進審議会委員を関係団体等(小樽商科大学、NPO法人小樽体育協会、小樽家庭婦人スポーツ連絡協議会、小樽スポーツ少年団本部、小樽市スポーツ推進委員会、高体連小樽支部、小樽市中体連)に委嘱  ・小樽市立学校評議員に地域青少年育成団体関係者等(児童センター館長、地域青少年を守る会会長等)を委嘱  ・保健所10か月児健診のブックスタート事業開始(H15年4月より NPO法人絵本・児童文学研究センター、保健所、子育て支援課、図書館とが連携し小樽市ブックスタート協議会を設置)  ・「小樽商科大学附属図書館と市立小樽図書館との連携協力に関する覚書」を締結(H19年3月)  ・小樽商科大学との包括連携協定の締結(H20年度)・博物館と北海学園大学との連携協定(H21年度)・市指定金融機関である榊北洋銀行との連携協力協定の締結(H25年度)</p> <p><b>&lt;②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施&gt;</b>  ○博物館と小樽商科大学との連携協定(H26年度)○小樽市人口対策会議座長を小樽商科大学副学長に委嘱(H26年11月)  ○いじめ防止対策審議会を設置(H27年度)(小樽商科大学教授に委嘱)  ○北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画策定会議会長を北海道大学教授に委嘱(H27年度)  ○北海道科学大学との連携協定の締結(H28年度)○北海道職業能力開発大学校との連携協定の締結(H28年度)  ○行政評価市民会議議長を小樽商科大学教授に委嘱(H28年度)  ○小樽市民の歯科口腔保健を考える会を設置(H28年度)(小樽市、小樽市歯科医師会、北海道歯科衛生士会小樽支部)  ○小樽市空家等対策会議会長に小樽商科大学准教授に委嘱(H28年度)  ○小樽市空家等対策会議副会長に北海道職業能力開発大学校准教授に委嘱(H28年度)  ○南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会を設置(H28年度)(北海道科学大学教授に委嘱)  ○小樽商科大学 本気プロH28～H29学生による図書館での取組、図書館100周年記念事業での協力  ○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携及び協力に関する協定の締結(H29年度)  ○日本郵便株式会社小樽市内郵便局(33局)との包括連携に関する協定の締結(H29年度)  ○東洋水産株式会社北海道事業部とのパートナーシップ協定の締結(H29年度)  ○「(仮称)小樽市中小企業振興基本条例」検討委員会委員として小樽商科大学教授、北海道職業能力開発大学校校長に委嘱(H29年度)  ○小樽市胃内視鏡検診運営委員会を設置(H29年度)(市内専門医8名)  ○小樽市救急医療体制の在り方検討会議を設置(H29年度)(医師会、第2次救急医療機関)  ○小樽市行政不服審査会委員を小樽商科大学教授、弁護士、税理士に委嘱(H30.1～)  ○小樽市地域公共交通活性化協議会を設置(H29年度)(北海道科学大学教授に委嘱)  ○小樽市における人口減少の要因分析及び有効な施策に関する研究(H29年度)(小樽商科大学と共同研究)  ○小樽市都市計画マスタープラン策定委員会設置(H30年度)(小樽商科大学准教授に委嘱)</p>		<p>・本条文の規定について、個別の課題等の解決や社会状況の変化等に対応するため、本市では公官庁以外の各関係機関との連携を推進しています。今後も、課題解決のため必要に応じて本条文の主旨により取り組む必要があると考えております。</p>



条文	各条文についての主な取組	アンケート等	市の自己評価
<p><b>第12章 条例の位置付け等</b></p> <p><b>第35条</b> (条例の位置付け) 市は、まちづくりの推進のため、条例、規則等の制定又は改廃並びにまちづくりに関する計画の策定及び施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ります。</p>	<p>&lt;本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等&gt; ○条例、規則、計画等の策定においては自治基本条例の主旨に配慮</p>		<p>・本条文の規定について、市で策定する計画等については、本条例との整合性に留意しており、今後も、本条文の主旨により取り組む必要があると考えております。</p>
<p><b>第36条</b> (条例の見直し) 市は、この条例の施行の日から、5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。 2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。</p>	<p>&lt;本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等&gt; ○まちづくりフォーラムの開催(全1回)(H30年度) ○自治基本条例検討委員会の開催(全4回)(H30年度)</p>		<p>・本条文の規定について、フォーラムの開催や検討委員会の設置により進めております。今後も、本条文の主旨により取り組む必要があると考えております。</p>

別紙2 自治基本条例の条文ごとの取組状況

※項目ごとに箇条書きをお願いします。

条文	①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等	②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>第6章 議会及び議員</p> <p>第15条 (議会の役割及び責務)</p> <p>1 議会は、市政の意思決定機関として、法令に定める権限を行使するほか、市政の適正な運営について監視及びけん制を行います。</p>	<p>議会は、地方自治法の規定に基づき、条例の制定や改廃、予算、決算の議決など、市の重要案件の意思決定機関として、審議、議決を行っており、市との緊張関係を維持し、市政運営が適正に行なわれているかを監視しけん制している。</p> <p>(1)市長提案付議事件の審議状況 <span style="float:right">単位:件</span></p> <table border="1" data-bbox="737 439 1915 884"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="7">種類別</th> <th colspan="7">議決態様別</th> </tr> <tr> <th colspan="4">地方自治法第96条議決事件</th> <th rowspan="2">専決処分報告</th> <th rowspan="2">自治法第96条を含む議案</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">原案可決</th> <th rowspan="2">修正可決</th> <th rowspan="2">否決</th> <th rowspan="2">継続審議</th> <th rowspan="2">審議未了</th> <th rowspan="2">撤回</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>第1号</th> <th>第2号</th> <th>第3号</th> <th>第4号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>17</td><td>46</td><td>17</td><td>5</td><td>4</td><td>23</td><td>112</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>112</td></tr> <tr><td>H24</td><td>43</td><td>40</td><td>15</td><td>14</td><td>4</td><td>18</td><td>134</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>134</td></tr> <tr><td>H25</td><td>47</td><td>36</td><td>15</td><td>7</td><td>5</td><td>15</td><td>125</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>125</td></tr> <tr><td>H26</td><td>31</td><td>45</td><td>15</td><td>6</td><td>4</td><td>14</td><td>115</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>115</td></tr> <tr><td>H27</td><td>31</td><td>34</td><td>14</td><td>9</td><td>7</td><td>33</td><td>128</td><td>1</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>128</td></tr> <tr><td>H28</td><td>63</td><td>36</td><td>14</td><td>11</td><td>1</td><td>10</td><td>135</td><td>107</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>27</td><td>—</td><td>135</td></tr> <tr><td>H29</td><td>41</td><td>36</td><td>14</td><td>7</td><td>14</td><td>12</td><td>124</td><td>119</td><td>1</td><td>4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>124</td></tr> </tbody> </table> <p>※専決処分報告には地方自治法第180条を含まない。 ※原案可決には、同意、認定、承認を含む。</p> <p>(2)議員及び委員会提出付議事件の審議状況 <span style="float:right">単位:件</span></p> <table border="1" data-bbox="737 982 1850 1299"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">種類別</th> <th colspan="8">議決態様別</th> </tr> <tr> <th>条例</th> <th>規則</th> <th>意見書</th> <th>決議</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>可原決案</th> <th>可修正</th> <th>否決</th> <th>審議継続</th> <th>未審議</th> <th>撤回</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>5</td><td>—</td><td>64</td><td>3</td><td>1</td><td>73</td><td>51</td><td>—</td><td>22</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>73</td></tr> <tr><td>H24</td><td>5</td><td>1</td><td>47</td><td>—</td><td>2</td><td>55</td><td>36</td><td>—</td><td>19</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>55</td></tr> <tr><td>H25</td><td>4</td><td>—</td><td>54</td><td>1</td><td>1</td><td>60</td><td>33</td><td>—</td><td>27</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>60</td></tr> <tr><td>H26</td><td>9</td><td>—</td><td>51</td><td>1</td><td>1</td><td>62</td><td>37</td><td>—</td><td>25</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>62</td></tr> <tr><td>H27</td><td>6</td><td>1</td><td>35</td><td>1</td><td>4</td><td>47</td><td>33</td><td>—</td><td>14</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>47</td></tr> <tr><td>H28</td><td>5</td><td>—</td><td>24</td><td>5</td><td>1</td><td>35</td><td>26</td><td>—</td><td>7</td><td>—</td><td>2</td><td>—</td><td>—</td><td>35</td></tr> <tr><td>H29</td><td>6</td><td>—</td><td>32</td><td>4</td><td>2</td><td>44</td><td>34</td><td>—</td><td>10</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>44</td></tr> </tbody> </table>	区分	種類別							議決態様別							地方自治法第96条議決事件				専決処分報告	自治法第96条を含む議案	計	原案可決	修正可決	否決	継続審議	審議未了	撤回	計	第1号	第2号	第3号	第4号	H23	17	46	17	5	4	23	112	—	—	—	—	—	—	112	H24	43	40	15	14	4	18	134	—	—	—	—	—	—	134	H25	47	36	15	7	5	15	125	—	—	—	—	—	—	125	H26	31	45	15	6	4	14	115	—	—	—	—	—	—	115	H27	31	34	14	9	7	33	128	1	3	—	—	—	—	128	H28	63	36	14	11	1	10	135	107	—	1	—	27	—	135	H29	41	36	14	7	14	12	124	119	1	4	—	—	—	124	区分	種類別						議決態様別								条例	規則	意見書	決議	その他	計	可原決案	可修正	否決	審議継続	未審議	撤回	その他	計	H23	5	—	64	3	1	73	51	—	22	—	—	—	—	73	H24	5	1	47	—	2	55	36	—	19	—	—	—	—	55	H25	4	—	54	1	1	60	33	—	27	—	—	—	—	60	H26	9	—	51	1	1	62	37	—	25	—	—	—	—	62	H27	6	1	35	1	4	47	33	—	14	—	—	—	—	47	H28	5	—	24	5	1	35	26	—	7	—	2	—	—	35	H29	6	—	32	4	2	44	34	—	10	—	—	—	—	44	<p>[修正可決、否決した主な議案等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長自らの後援会関係者を任用した参与(囑託員)の報酬予算・設置条例を否決とした。</li> <li>・平成27年度及び平成28年度一般会計決算を、自らの後援会関係者であった参与の報酬支出などにより、不認定とした。</li> <li>・平成30年度除雪費予算のうち、除排雪委託料について、前年度の実施状況を鑑み、再考するよう求めることなどにより減額修正した。</li> <li>・平成29年度ふれあいパス事業について、覚書がないまま支出していたことが、契約規則違反であることが議会議論で判明した。</li> <li>・市長の減給条例案を3回否決した。</li> <li>・副市長の選任議案を2回不同意とした。</li> <li>・市長に2回、副市長に1回辞職勧告決議を可決した。</li> <li>・市長の後援会関係者がオーナーの観光船事業者に対する許認可について議会において条例違反ではとの疑義が呈され、その後コンプライアンス委員会から条例違反であると判断された。</li> </ul>
区分	種類別							議決態様別																																																																																																																																																																																																																																																																										
	地方自治法第96条議決事件				専決処分報告	自治法第96条を含む議案	計	原案可決	修正可決	否決	継続審議	審議未了	撤回	計																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1号	第2号	第3号	第4号																																																																																																																																																																																																																																																																														
H23	17	46	17	5	4	23	112	—	—	—	—	—	—	112																																																																																																																																																																																																																																																																				
H24	43	40	15	14	4	18	134	—	—	—	—	—	—	134																																																																																																																																																																																																																																																																				
H25	47	36	15	7	5	15	125	—	—	—	—	—	—	125																																																																																																																																																																																																																																																																				
H26	31	45	15	6	4	14	115	—	—	—	—	—	—	115																																																																																																																																																																																																																																																																				
H27	31	34	14	9	7	33	128	1	3	—	—	—	—	128																																																																																																																																																																																																																																																																				
H28	63	36	14	11	1	10	135	107	—	1	—	27	—	135																																																																																																																																																																																																																																																																				
H29	41	36	14	7	14	12	124	119	1	4	—	—	—	124																																																																																																																																																																																																																																																																				
区分	種類別						議決態様別																																																																																																																																																																																																																																																																											
	条例	規則	意見書	決議	その他	計	可原決案	可修正	否決	審議継続	未審議	撤回	その他	計																																																																																																																																																																																																																																																																				
H23	5	—	64	3	1	73	51	—	22	—	—	—	—	73																																																																																																																																																																																																																																																																				
H24	5	1	47	—	2	55	36	—	19	—	—	—	—	55																																																																																																																																																																																																																																																																				
H25	4	—	54	1	1	60	33	—	27	—	—	—	—	60																																																																																																																																																																																																																																																																				
H26	9	—	51	1	1	62	37	—	25	—	—	—	—	62																																																																																																																																																																																																																																																																				
H27	6	1	35	1	4	47	33	—	14	—	—	—	—	47																																																																																																																																																																																																																																																																				
H28	5	—	24	5	1	35	26	—	7	—	2	—	—	35																																																																																																																																																																																																																																																																				
H29	6	—	32	4	2	44	34	—	10	—	—	—	—	44																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年3定分から、市議会広報誌「議会だより」を発行した。</li> <li>・小樽市議会市民と語る会を平成25年から開催した。</li> <li>・本会議のインターネット中継(ライブ・オン・デマンド)を試行した。</li> <li>・政務活動費収支報告の公表を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年から第1回定例会分を8ページから12ページとした。(平成30年第1回定例会分を含めこれまで第71号を発行)</li> <li>・小樽市議会市民と語る会を平成25年からこれまで9回19会場で開催した。開催内容について、参加者のご意見も参考に随時見直しながら実施した。</li> <li>・本会議インターネット中継を平成28年度から本格実施。</li> <li>・予算特別委員会インターネット中継(ライブ・オンデマンド)を平成27年第4回定例会から試行実施。</li> <li>・政務活動費収支報告 市ホームページで領収書(1円以上)を公開</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																																																

平成23年 議決結果表

賛成○ 反対× 継続審査△

期別	区分	No.	件名	各会派の態度						採決結果
				自民	公明	共産	民主	平成	無所属	
23. 1	市長提出	1	平成22年度一般会計補正予算(「きめ細かな交付金」「住民生活に光をそそぐ交付金」関連事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		2	平成22年度特別会計補正予算(青果物卸売市場事業、住宅事業(「きめ細かな交付金」関連事業))	○	○	○	○	○	○	可決
		3	平成22年度病院事業会計補正予算(「きめ細かな交付金」関連事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		4	平成22年度特別会計補正予算(水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		5	平成22年度企業会計補正予算(水道事業、下水道事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		6	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		7	職員賞慰金支給条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		8	安全で安心なまちをつくる条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		9	病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		10	市道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	可決
		11	市道路線の変更について	○	○	○	○	○	○	可決
		12	平成22年度一般会計補正予算(除排雪関連経費)	○	○	○	○	○	○	可決
		13	平成22年度水道事業会計補正予算(一般会計貸付金)	○	○	○	○	○	○	可決
		14	平成23年度一般会計予算	○	○	×	○	○	×	可決
	15	平成23年度特別会計予算(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、土地取得事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	可決	
	16	平成23年度企業会計予算(病院事業、下水道事業)	○	○	×	○	○	×	可決	
	17	平成23年度企業会計予算(水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	可決	
	18	平成22年度一般会計補正予算(病院事業会計繰出金他)	○	○	○	○	○	×	可決	
	19	平成22年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	○	×	可決	
	20	軽費老人ホーム条例を廃止する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	21	平成23年度病院事業会計補正予算(病院統合新築工事実施設計業務委託料)	○	○	○	○	○	×	可決	
	22	平成23年度一般会計予算に対する修正案	×	×	○	×	×	×	否決	
23	非核港湾条例案	×	×	○	○	△	△	否決		
23. 2	市長提出	24	平成23年度特別会計補正予算(国民健康保険事業、住宅事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		25	平成23年度産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		26	工事請負契約について(長橋中学校)	○	○	○	○	○	○	可決
		27	工事請負契約について(桜町中学校)	○	○	○	○	○	○	可決
		28	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	可決
		29	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	○	○	○	○	○	○	可決
		30	監査委員の選任について(菊池洋一氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		31	職員懲戒審査委員会委員の任命について(大矢繁夫氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		32	人権擁護委員候補者の推薦について(永谷光明氏、一柳富佐子氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		33	専決処分報告(平成23年度一般会計補正予算)	○	○	○	○	○	○	可決
		34	平成23年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決
35	不動産の取得について	○	○	×	○	△	○	可決		
36	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決		
23. 3	市長提出	37	平成23年度一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		38	平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		39	平成23年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		40	平成23年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		41	特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		42	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		43	スポーツ振興審議会条例及び報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
	委員会提出	44	製造の請負契約について	○	○	○	○	○	○	可決
		45	固定資産評価員の選任について(白岩宏氏)	○	○	○	○	○	○	可決
	市長提出	46	住宅リフォーム助成条例案(建設常任委員会提案)	○	○	○	○	○	○	可決
		47	平成22年度一般会計歳入歳出決算認定について	△	△	△	△	△	△	継続
		48	平成22年度特別会計歳入歳出決算認定について	△	△	△	△	△	△	継続
		49	平成22年度企業会計決算認定について(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	△	△	△	△	△	△	継続
市長提出	50	市税条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	51	副市長の選任について(貞村英之氏)	○	○	×	○	○	○	同意	
議員提出	52	教育委員会委員の任命について(遠藤友紀雄氏)	○	○	×	○	○	○	同意	
53	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決		
23. 4	市長提出	54	平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		55	平成23年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		56	平成23年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		57	平成23年度水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		58	職員給与条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		59	市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		60	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		61	市立学校設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		62	公の施設の指定管理者の指定について(いなきた児童館)	○	○	○	○	○	○	可決
		63	公の施設の指定管理者の指定について(塩谷児童センター)	○	○	○	○	○	○	可決
		64	公の施設の指定管理者の指定について(総合体育館)	○	○	○	○	○	○	可決
		65	公の施設の指定管理者の指定について(さくら学園)	○	○	○	○	○	○	可決
		66	専決処分報告(平成23年度一般会計補正予算 大雨による災害復旧費)	○	○	○	○	○	○	可決
		67	専決処分報告(平成23年度住宅事業特別会計補正予算 大雨による災害復旧費)	○	○	○	○	○	○	可決
		68	公平委員会委員の選任について(小笠原真結美氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		69	職員懲戒審査委員会委員の任命について(山田雅敏氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		70	人権擁護委員候補者の推薦について	○	○	○	○	○	○	可決
		71	平成22年度物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	可決
		72	平成23年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決
		73	平成23年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	×	○	可決
		74	病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
75	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	○	○	×	○	○	○	可決		
76	監査委員の選任について(佐々木茂氏)	○	○	×	○	棄権	○	同意		
77	平成22年度一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	×	○	×	○	認定		
78	平成22年度特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	×	○	○	○	認定		
79	平成22年度企業会計決算認定について(病院事業、下水道事業)	○	○	×	○	×	○	認定		
80	平成22年度企業会計決算認定について(水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	認定		
議員提出	81	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決	

可決・同意・認定 73  
 継続 3  
 否決 5  
 合計 81

平成24年 議決結果表

賛成○ 反対× 継続審査△

期別	区分	No.	件名	各会派の態度						採決結果
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属	
24.1	市長提出	1	平成24年度小樽市一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		2	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		3	小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		4	小樽市福祉医療助成条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		5	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		6	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		7	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		8	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		9	小樽市防災会議条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		10	工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	可決
		11	動産の取得について(防災行政デジタル無線設備)	○	○	○	○	○	○	可決
		12	公有水面埋立てについて	○	○	○	○	○	○	可決
		13	工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	可決
		14	動産の取得について	○	○	○	○	○	○	可決
		15	小樽市固定資産評価員の選任について(堀江 雄二氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		16	人権擁護委員候補者の推薦について	○	○	○	○	○	○	可決
		17	専決処分報告(平成23年度小樽市病院事業会計補正予算)	○	○	○	○	○	○	可決
		18	専決処分報告(平成23年度小樽市一般会計補正予算)	○	○	○	○	○	○	可決
		19	専決処分報告(小樽市税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	可決
		20	工事請負契約について(新学校給食共同調理場新築工事)	○	○	×	○	○	○	可決
		21	工事請負契約について(新学校給食共同調理場新築衛生設備工事その1)	○	○	×	○	○	○	可決
		22	工事請負契約について(新学校給食共同調理場新築衛生設備工事その2)	○	○	×	○	○	○	可決
		23	工事請負契約について(新学校給食共同調理場新築空気調和設備工事)	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	24	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決
24.2	市長提出	25	平成24年度小樽市一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		26	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		27	小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		28	小樽市福祉医療助成条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		29	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		30	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		31	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		32	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		33	小樽市防災会議条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		34	工事請負契約について(公営住宅改修工事(若竹住宅1号棟))	○	○	○	○	○	○	可決
		35	動産の取得について(防災行政デジタル無線設備)	○	○	○	○	○	○	可決
		36	公有水面埋立てについて	○	○	○	○	○	○	可決
		37	工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	可決
		38	動産の取得について	○	○	○	○	○	○	可決
		39	小樽市固定資産評価員の選任について(堀江 雄二氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		40	人権擁護委員候補者の推薦について	○	○	○	○	○	○	可決
		41	専決処分報告(平成23年度小樽市病院事業会計補正予算)	○	○	○	○	○	○	可決
		42	専決処分報告(平成23年度小樽市一般会計補正予算)	○	○	○	○	○	○	可決
		43	専決処分報告(小樽市税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	可決
		44	工事請負契約について(新学校給食共同調理場新築工事)	○	○	×	○	○	○	可決
		45	工事請負契約について(新学校給食共同調理場新築衛生設備工事その1)	○	○	×	○	○	○	可決
		46	工事請負契約について(新学校給食共同調理場新築衛生設備工事その2)	○	○	×	○	○	○	可決
		47	工事請負契約について(新学校給食共同調理場新築空気調和設備工事)	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	48	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決
24.3	市長提出	49	平成24年度一般会計補正予算(水産物卸売市場事業特別会計繰出金)	○	○	○	○	○	○	可決
		50	平成24年度水産物卸売市場事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		51	平成24年度港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		52	平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		53	平成24年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		54	平成24年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		55	国民健康保険事業運営基金条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		56	市立学校設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		57	工事請負変更契約について(長橋中学校校舎耐震補強ほか改修工事)	○	○	○	○	○	○	可決
		58	工事請負変更契約について(桜町中学校校舎耐震補強ほか改修工事)	○	○	○	○	○	○	可決
		59	不動産の取得について(旧国鉄手宮線整備事業に係る事業用地)	○	○	○	○	○	○	可決
		60	固定資産評価審査委員会委員の選任について(杉下清次氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		61	人権擁護委員候補者の推薦について(石上源應氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		62	平成23年度一般会計歳入歳出決算認定について	△	△	△	△	△	△	継続
		63	平成23年度特別会計歳入歳出決算認定について(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、土地取得事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	△	△	△	△	△	△	継続
		64	平成23年度企業会計決算認定について(病院事業、下水道事業)	△	△	△	△	△	△	継続
		65	平成23年度企業会計剰余金の処分及び決算認定について(水道事業、産業廃棄物等処分事業)	△	△	△	△	△	△	継続
		66	平成24年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決
		67	教育委員会委員の任命について(上林猛氏、末永通氏)	○	○	×	○	○	○	同意
	議員提出	68	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決

期別	区分	No.	件名	各会派の態度						採決結果
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属	
24.4	市長提出	69	平成24年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		70	平成24年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		71	平成24年度下水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		72	医療法施行条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		73	廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		74	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		75	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		76	地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		77	駐車場条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		78	工事請負変更契約について(花園小学校校舎耐震補強ほか改修工事)	○	○	○	○	○	○	可決
		79	公の施設の指定管理者の指定について(練御殿)	○	○	○	○	○	○	可決
		80	公の施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	可決
		81	公の施設の指定管理者の指定について(銭函パークゴルフ場)	○	○	○	○	○	○	可決
		82	公の施設の指定管理者の指定について(夜間急病センター)	○	○	○	○	○	○	可決
	83	固定資産評価審査委員会委員の選任について(石川満氏)	○	○	○	○	○	○	可決	
	84	公平委員会委員の選任について(関口正雄氏)	○	○	○	○	○	○	可決	
	85	人権擁護委員候補者の推薦について(小澤優文夫氏)	○	○	○	○	○	○	可決	
	86	専決処分報告(平成24年度一般会計補正予算)	○	○	○	○	○	○	可決	
	87	議会委員会条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
	88	議会会議規則の一部を改正する規則案	○	○	○	○	○	○	可決	
	89	平成24年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	—	可決	
	90	平成24年度住宅事業特別会計補正予算	○	○	×	○	○	—	可決	
	91	平成24年度水道事業会計補正予算	○	○	×	○	○	—	可決	
	92	手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	—	可決	
93	市民センター条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	—	可決		
94	墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	—	可決		
95	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	—	可決		
96	簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	—	可決		
97	簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	—	可決		
98	公の施設の指定管理者の指定について(市民会館、公会堂及び市民センター)	○	○	×	○	○	—	可決		
99	平成23年度一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	×	○	×	—	認定		
100	平成23年度特別会計歳入歳出決算認定について(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、土地取得事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	—	認定		
101	平成23年度企業会計決算認定について(病院事業、下水道事業)	○	○	×	○	×	—	認定		
102	平成23年度企業会計剰余金の処分及び決算認定について	○	○	×	○	○	—	可決		
103	(水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	—	認定		
議員提出	104	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	—	否決	

可決・同意・認定 96  
 継続 4  
 否決 4  
 合計 104

平成25年 議決結果表

期別	区分	No.	件名	賛成○ 反対× 継続審査△						採決結果	
				各会派の態度							
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属		
25.1	市長提出	1	平成24年度一般会計補正予算(岸壁附帯施設改修事業費)	○	○	○	○	○	○	可決	
		2	平成24年度特別会計補正予算(水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業)	○	○	○	○	○	○	可決	
		3	平成24年度企業会計補正予算(病院事業、水道事業、下水道事業)	○	○	○	○	○	○	可決	
		4	職員給与条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		5	市議会議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		6	手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		7	児童発達支援センター条例及び子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		8	福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		9	夜間急病センター条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		10	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		11	新型インフルエンザ等対策本部条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		12	産業廃棄物等処分事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		13	企業立地促進条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		14	観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		15	都市公園条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		16	都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		17	道路の構造の技術的基準等を定める条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		18	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		19	準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		20	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		21	バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		22	下水道条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		23	水道施設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		24	水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		25	病院事業利益及び資本剰余金の処分に関する条例案	○	○	○	○	○	○	可決	
		26	工事請負契約について(奥沢保育所新築工事)	○	○	○	○	○	○	可決	
		27	工事請負変更契約について(公営住宅改修工事 若竹住宅1号棟)	○	○	○	○	○	○	可決	
		28	市道路線の認定について(銭函中央団地第1線、同第2線、同第3線、銭函新通分線、銭函1丁目新通第2分線、桜3丁目線)	○	○	○	○	○	○	可決	
		29	市道路線の変更について(竹の葉上通線、チャラツナイ本通線)	○	○	○	○	○	○	可決	
		30	平成24年度一般会計補正予算(除雪費)	○	○	○	○	○	○	可決	
31	専決処分報告(平成24年度一般会計予算 高齢者在宅生活支援費、除雪関係経費及びロードヒーティング関係経費)	○	○	○	○	○	○	可決			
32	平成25年度一般会計予算	○	○	×	○	×	○	可決			
33	平成25年度特別会計予算(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、土地取得事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	可決			
34	平成25年度病院事業会計予算	○	○	×	○	×	○	可決			
35	平成25年度企業会計予算(水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	可決			
36	平成24年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決			
37	職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決			
38	学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決			
39	平成25年度一般会計予算に対する修正案	×	×	○	×	×	×	否決			
40	非核港湾条例案	×	×	○	×	×	×	否決			
41	生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に求める意見書提出について	×	×	○	○	△	×	不採択			
意見書	意見書	42	憲法をいかに、地方自治及び地方財政の拡充を求める意見書	×	×	○	×	×	×	否決	
		43	年金2.5パーセント削減中止を求める意見書	×	×	○	×	×	×	否決	
		44	70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書	×	×	○	×	×	×	否決	
		45	公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
		46	生活保護の改悪に反対する意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
		47	賃上げによる内需拡大を柱とした経済政策・デフレ不況打開を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
		48	自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		49	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		50	環太平洋連携協定(TPP)への交渉参加に反対する意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		51	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		52	中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		53	朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議	○	○	○	○	○	○	可決	
25.2	市長提出	54	平成25年度一般会計補正予算(子ども・子育て支援事業計画策定経費ほか)	○	○	×	○	○	○	可決	
		55	専決処分報告[国民健康保険条例の一部改正]	○	○	×	○	○	○	承認	
	意見書	意見書	56	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決
			57	橋下大阪市長の「慰安婦制度は必要」「風俗業活用」という暴言を許さず、日本政府として、女性の人権尊重の立場から厳正に対処し、旧日本軍「慰安婦」問題の真摯な解決を急ぐことを求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決
			58	原発のない北海道の実現を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決
			59	介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書	×	×	○	○	○	×	否決
			60	生活保護基準引下げと各種制度改定の切下げに反対する意見書	×	×	○	○	○	×	否決
			61	憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書	×	○	○	○	○	×	可決
			62	平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	可決
			63	地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
			64	2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
			65	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
			66	就学前までの子どもの医療費は国の制度として無料化し、自治体へのペナルティをやめることを求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
			67	生活必需品の輸入価格高騰対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
			68	精神障害者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決

期別	区分	No.	件名	各会派の態度						採決結果
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属	
25.3	市長提出	69	平成25年度港湾整備事業特別会計補正予算(「起業支援型雇用創造事業」関連事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		70	平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算(「起業支援型雇用創造事業」関連事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		71	平成25年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		72	平成25年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		73	平成25年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		74	土地開発基金条例を廃止する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		75	資金基金条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		76	特別会計設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		77	児童厚生施設条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		78	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		79	新たに生じた土地の確認について	○	○	○	○	○	○	可決
		80	町の区域の変更について[手宮小学校校舎新築工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		81	土地開発公社の解散について	○	○	○	○	○	○	可決
		82	権利の放棄について	○	○	○	○	○	○	可決
	83	第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について	○	○	○	○	○	○	可決	
	84	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	○	○	○	○	○	○	可決	
	85	専決処分報告 平成25年度一般会計補正予算 ・全国高等学校野球選手権大会出場補助金 ・石狩後志海区漁業調整委員会委員選挙執行経費	○	○	○	○	○	○	可決	
	86	平成24年度一般会計歳入歳出決算認定について	△	△	△	△	△	△	継続	
	87	平成24年度特別会計歳入歳出決算認定について (港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、土地取得事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	△	△	△	△	△	△	継続	
	88	平成24年度企業会計決算認定について(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	△	△	△	△	△	△	継続	
	89	平成25年度一般会計補正予算(子ども・子育て支援事業計画策定経費ほか)	○	○	×	○	○	○	可決	
	90	自治基本条例案	△	△	△	○	△	△	継続	
	91	教育委員会委員の任命について(笹谷純代氏)	○	○	×	○	○	○	同意	
	92	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決	
	93	所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方について	△	△	○	△	△	△	継続	
	94	朝里におけるまちづくりセンター建設方について	△	△	○	△	△	△	継続	
	95	受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方について	△	△	○	○	△	△	継続	
	96	希望する教職員全員の再任用を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	97	希望する教職員全員の再任用と必要な交付税措置を国に求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	98	「教育費無償化」の前進を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	99	労働者派遣制度改革をやめブラック企業根絶を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	100	生活保護費の削減を撤回し、改善を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決	
101	安心して介護制度の実現を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決		
102	要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決		
103	集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書	×	○	○	○	○	×	可決		
104	若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書	○	○	×	○	○	○	可決		
105	地方税財源の充実確保を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決		
106	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書	○	○	○	○	○	○	可決		
107	地方財政の拡充に関する意見書	○	○	○	○	○	○	可決		
108	婚姻歴のないひとり親家庭の母(父)を税法上の「寡婦(夫)」とみなし、寡婦(夫)控除を適用する	○	○	○	○	○	○	可決		
109	JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決		
110	福島第一原発事故に伴う汚染水について国が責任を持って抜本的対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決		
111	大規模地震等災害対策の促進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決		
112	鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決		
25.4	市長提出	113	平成25年度一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		114	平成25年度水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		115	職員給与条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		116	職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		117	税外収入徴収条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		118	公設青果物卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		119	工事請負変更契約について[桜小学校校舎及び屋内運動場耐震補強ほか改修工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		120	不動産の処分について	○	○	○	○	○	○	可決
		121	公の施設の指定管理者の指定について[いなきたコミュニティセンター]	○	○	○	○	○	○	可決
		122	公の施設の指定管理者の指定について[駅前広場駐車場及び駅前駐車場]	○	○	○	○	○	○	可決
		123	公の施設の指定管理者の指定について[若竹住宅集会所]	○	○	○	○	○	○	可決
		124	公の施設の指定管理者の指定について[事業内職業訓練センター]	○	○	○	○	○	○	可決
		125	人権擁護委員候補者の推薦について(泉幸子氏、加納萬壽美氏、長門享二氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		126	職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
		127	市税条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
		128	夜間急病センター条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
		129	廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	130	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	131	港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	132	入港料条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	133	水道事業給水条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	134	簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	135	下水道条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	136	自治基本条例案	○	○	業種	○	○	○	可決	
	137	平成24年度一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	×	○	×	○	認定	
	138	平成24年度特別会計歳入歳出決算認定について (港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、土地取得事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	認定	
	139	平成24年度企業会計決算認定について(病院事業)	○	○	×	○	×	○	認定	
140	平成24年度企業会計決算認定について(水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	認定		
141	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決		
陳情	142	共同保育所ポッポの家の解体及び清算費用の経費負担方について	×	×	○	業種	業種	×	不採択	
	143	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出方について	△	△	○	○	△	△	継続	
	144	「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書の提出方について	○	○	○	○	○	○	採択	
	145	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	△	△	○	△	△	△	継続	
意見書	146	「特定秘密の保護に関する法律案」の慎重審議を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決	
	147	来年4月からの消費税増税見送りを求める意見書	×	×	○	×	○	×	否決	
	148	2014年度地方財政の確立を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	149	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決	
	150	秘密保護法の「廃止」を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決	
	151	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	152	ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	153	司法試験合格者数を年間1,000人程度まで段階的に減少させ、裁判官・検察官の適正な増員を図ることを求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	154	北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	155	2014年度及び2015年度の北海道後期高齢者医療保険料の負担軽減に関する意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	156	法務省札幌入国管理局小樽出張所存続を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	157	公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	158	積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	159	「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	

可決・同意・認定 121  
継続 9  
否決・不採択 29  
合計 159

平成26年 議決結果表

賛成○ 反対× 継続審査△

期別	区分	No.	件名	各会派の態度						採決結果
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属	
26. 1	市長提出	1	平成25年度一般会計補正予算(病院事業会計繰出金)	○	○	○	○	○	○	可決
		2	平成25年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		3	平成25年度特別会計補正予算(港湾整備事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		4	平成25年度企業会計補正予算(病院事業、水道事業、下水道事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		5	社会教育委員条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		6	職員給与条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		7	資金基金条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		8	手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		9	児童福祉施設条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		10	公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		11	病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		12	市立学校設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		13	消防長及び消防署長の資格を定める条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		14	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	○	○	○	○	○	○	可決
		15	市道路線の認定について(元母子寮前第1通線、住吉公園横通線、住吉公園裏通線、桜東住宅幹線、桜A住宅仲通線)	○	○	○	○	○	○	可決
		16	市道路線の変更について(元母子寮前通線)	○	○	○	○	○	○	可決
		17	国民健康保険条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		18	平成25年度一般会計補正予算(除排雪関連経費ほか)	○	○	○	○	○	○	可決
	19	専決処分報告(平成25年度一般会計補正予算:税等過誤納金還付金、除排雪関係経費及びロードヒーティング関係経費)	○	○	○	○	○	○	可決	
	議員提出	20	市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する改正案	○	○	○	○	○	○	可決
	市長提出	21	平成26年度一般会計予算	○	○	×	○	○	○	可決
		22	平成26年度特別会計予算(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	可決
		23	平成26年度企業会計予算(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	可決
		24	平成25年度一般会計補正予算(簡易水道事業特別会計繰出金ほか)	○	○	×	○	○	○	可決
		25	平成25年度特別会計補正予算(簡易水道事業)	○	○	×	○	○	○	可決
		26	特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	×	○	可決
		27	消防手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	28	平成26年度一般会計予算に対する修正案	×	×	○	×	×	×	否決
	議員提出	29	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決
陳情	30	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	△	△	○	△	△	△	継続	
意見書	31	国民健康保険の広域化(都道府県単位化)に反対する意見書	×	×	○	×	○	×	否決	
	32	特定秘密保護法の廃止を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決	
	33	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書	×	×	○	○	○	×	否決	
	34	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決	
	35	集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書	×	○	○	○	○	×	可決	
	36	消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書	○	○	×	○	○	○	可決	
	37	災害時多目的船の導入を求める意見書	○	○	×	○	○	○	可決	
	38	農地中間管理機構設置に関する意見書	○	○	○	○	×	○	可決	
	39	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	40	「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	41	住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「拙速な公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	42	放射能汚染水対策と被災者支援の抜本的強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	43	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	44	二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	45	食の安全・安心の確立を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
第1回臨時会	市長提出	46	平成26年度一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		47	固定資産評価員の選任について(小山秀昭氏)	○	○	○	○	○	○	可決
	議員提出	48	専決処分報告[病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例]	○	○	○	○	○	○	可決
		49	市議会議員定数条例の一部を改正する条例案(定数28人を21人へ/一新提出)	△	△	△	△	△	△	継続
議員提出	50	市議会議員定数条例の一部を改正する条例案(定数28人を25人へ/自民・公明・民主提出)	△	△	△	△	△	△	継続	
26. 2	市長提出	51	平成26年度一般会計補正予算(「地域人づくり事業」関連事業ほか)	○	○	○	○	○	○	可決
		52	平成26年度一般会計補正予算(「働く世代の女性支援のためのがん検診事業」関連事業ほか)	○	○	○	○	○	○	可決
		53	平成26年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		54	平成26年度水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		55	非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		56	火災予防条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		57	暴力団の排除の推進に関する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		58	工事請負契約について[銭函保育所新築工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		59	工事請負契約について[消防救急デジタル無線整備工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		60	動産の取得について[ロータリ除雪車]	○	○	○	○	○	○	可決
		61	不動産の譲与について[真栄会館の敷地を真栄町会に譲与するもの]	○	○	○	○	○	○	可決
		62	工事請負変更契約について[手宮小学校校舎新築工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		63	固定資産評価審査委員会委員の選任について(中嶋秀夫氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		64	人権擁護委員候補者の推薦について(一柳富佐子氏、池田道弘氏)	○	○	○	○	○	○	可決
	65	市税条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	議員提出	66	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決
	議員提出	67	市議会議員定数条例の一部を改正する条例案(定数28人を21人へ/一新提出)	×	×	×	×	○	×	否決
	議員提出	68	市議会議員定数条例の一部を改正する条例案(定数28人を25人へ/自民・公明・民主提出)	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	69	市道御膳水仲通線の側溝改修方について	△	△	○	△	△	△	継続
	陳情	70	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	△	△	○	△	△	△	継続
	意見書	71	所得税第56条の廃止を求める意見書提出方について	△	△	△	△	△	△	継続
		72	カジノ法案撤回を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決
		73	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決
		74	地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	×	○	○	○	可決
75		道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
76		2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
77		平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
78		免税軽油制度の継続を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
79		容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再利用を促進するための仕組みの検討を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
80		林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
81	総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決		
82	中小企業の事業環境の改善を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決		



期別	区分	No.	件名	各会派の態度						採決結果
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属	
26.3	市長提出	83	平成26年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		84	平成26年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		85	平成26年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		86	資金基金条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		87	手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		88	手数料条例及び薬事法施行条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		89	総合福祉センター条例及び福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		90	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		91	平成25年度一般会計歳入歳出決算認定について	△	△	△	△	△	△	継続
		92	平成25年度特別会計歳入歳出決算認定について (港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、土地取得事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	△	△	△	△	△	△	継続
	93	平成25年度企業会計決算認定について(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	△	△	△	△	△	△	継続	
	94	平成26年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決	
	95	平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決	
	96	山林基金条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	97	児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	98	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	99	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	100	教育委員会委員の任命について(小澤倭文夫氏)	○	○	棄権	○	○	○	同意	
	101	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決	
	102	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について	×	×	○	○	○	×	不採択	
26.4	陳情	103	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	△	△	○	△	△	△	継続
		104	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書提出方について	△	△	○	○	△	△	継続
	105	希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を国に求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	106	希望する教職員全員の再任用を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	107	「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	108	「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	109	「行き届いた教育」の前進を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	110	国家公務員の給与制度の総合的見直しの中止を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	111	カジノ合法化法に反対する意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
	112	電力料金再値上げ申請を認可しないことを求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決	
26.4	意見書	113	オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書	×	○	○	○	○	×	可決
		114	魅力ある地方都市の構築に向けた施策の推進を求める意見書	○	○	×	○	○	○	可決
		115	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		116	産後ケア体制の支援強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		117	奨学金制度の充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		118	「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		119	土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		120	議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議	×	×	○	×	×	×	否決
		121	平成26年度一般会計補正予算(自動車事故等損害賠償金)	○	○	○	○	○	○	可決
		122	平成26年度一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
123	平成26年度港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決		
124	平成26年度産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決		
125	平成26年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決		
126	平成26年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決		
127	平成26年度水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決		
128	児童発達支援センター条例の一部を改正する条例及び子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決		
129	国民健康保険条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決		
130	公設青果物卸売市場条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決		
131	市立学校設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決		
132	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決		
133	損害賠償額の決定について	○	○	○	○	○	○	可決		
134	公の施設の指定管理者の指定について(さくら学園)	○	○	○	○	○	○	可決		
135	公の施設の指定管理者の指定について(いなぎた児童館)	○	○	○	○	○	○	可決		
136	公の施設の指定管理者の指定について(塩谷児童センター)	○	○	○	○	○	○	可決		
137	公の施設の指定管理者の指定について(夜間急病センター)	○	○	○	○	○	○	可決		
138	公の施設の指定管理者の指定について(総合体育館)	○	○	○	○	○	○	可決		
139	専決処分報告[平成26年度一般会計補正予算(衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費)]	○	○	○	○	○	○	可決		
140	公平委員会委員の選任について(山岸康治氏)	○	○	○	○	○	○	可決		
141	人権擁護委員候補者の推薦について(西尾弘美氏、高橋房子氏、加藤孝憲氏)	○	○	○	○	○	○	可決		
142	平成25年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	可決		
143	住宅エコリフォームの促進に関する条例案(建設常任委員会提案)	○	○	○	○	○	○	可決		
144	議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決		
145	平成26年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決		
146	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案	○	○	×	○	○	○	可決		
147	平成25年度一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	×	○	○	○	認定		
148	平成25年度特別会計歳入歳出決算認定について (港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	認定		
149	平成25年度企業会計決算認定について (病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	認定		
150	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決		
151	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について	×	×	○	○	○	×	不採択		
26.4	意見書	152	必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決
		153	泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決
		154	再生可能エネルギー拡大を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決
		155	後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書	×	×	○	○	○	×	否決
		156	「情報・コミュニケーション法(仮称)」早期制定を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		157	地域の中小企業振興策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		158	「女性が輝く社会」の実現に関する意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		159	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		160	CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		161	難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決

可決・同意・認定 123  
継続 11  
否決・不採択 27  
合計 161

平成27年 議決結果表

賛成○ 反対× 継続審査△

期別	区分	No.	件名	各会派の態度						採決結果
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属	
27.1	市長提出	1	平成26年度特別会計補正予算(国民健康保険事業、住宅事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		2	平成26年度企業会計補正予算(病院事業、水道事業、下水道事業)	○	○	○	○	○	○	可決
		3	地域包括支援センター運営協議会条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		4	行政手続条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		5	特別職に属する職員の給与条例及び病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		6	報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		7	職員給与条例及び職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		8	資金基金条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		9	手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		10	廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		11	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		12	建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		13	市道路線の認定について(ブライトタウン小路線、最上道宮住宅連絡通線、松ヶ枝2丁目住宅幹線、松ヶ枝2丁目住宅伸通線、向陽天満宮上通線、海岸第1分線、谷地分線)	○	○	○	○	○	○	可決
		14	市道路線の変更について(平磯線、海岸線、船浜通線)	○	○	○	○	○	○	可決
		15	平成26年度一般会計補正予算(除排雪関係経費)	○	○	○	○	○	○	可決
		16	専決処分報告(平成26年度港湾整備事業特別会計補正予算:管理経費(多目的荷役機械の復旧に係る経費))	○	○	○	○	○	○	可決
		17	専決処分報告(平成26年度一般会計補正予算:除排雪関係経費及びロードヒーティング関係経費)	○	○	○	○	○	○	可決
	議員提出	18	市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
	議員提出	19	平成27年度一般会計予算	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	20	平成27年度特別会計予算(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	21	平成27年度企業会計予算(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	22	平成26年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	23	平成26年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	24	青少年問題協議会条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	25	住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	26	特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	27	教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	28	保育の実施に関する条例を廃止する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	29	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	30	児童福祉施設条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	31	国民健康保険条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	32	介護保険条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	33	市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	34	地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	議員提出	35	いじめ防止対策推進条例案	○	○	業権	○	○	○	可決
	議員提出	36	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について(積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村)	○	○	×	○	○	○	可決
議員提出	37	平成27年度一般会計予算に対する修正案	×	×	○	×	×	×	否決	
議員提出	38	いじめ防止対策推進条例案に対する修正案	×	×	○	×	×	×	否決	
議員提出	39	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	否決	
議員提出	40	市議会委員会条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
27.2	市長提出	41	平成27年度住宅事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		42	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		43	新たに生じた土地の確認について	○	○	○	○	○	○	可決
		44	町の区域の変更について	○	○	○	○	○	○	可決
		45	動産の取得について[小樽市指定ごみ袋その1]	○	○	○	○	○	○	可決
		46	動産の取得について[小樽市指定ごみ袋その2]	○	○	○	○	○	○	可決
		47	動産の取得について[ロータリ除雪車]	○	○	○	○	○	○	可決
		48	工事請負契約について[手宮中央小学校屋内運動場新築工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		49	工事請負契約について[奥沢小学校校舎耐震補強ほか改修工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		50	工事請負契約について[山手地区統合小学校新築造成工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		51	動産の取得について[救助工作車]	○	○	○	○	○	○	可決
		52	固定資産評価員の選任について(前田孝一氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		53	人権擁護委員候補者の推薦について(鈴木美代子氏、島常雄氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		54	平成27年度一般会計補正予算(海水浴場開設経費)	×	×	×	×	×	○	否決
		55	平成27年度一般会計補正予算(ICT教育促進事業費ほか)	○	○	×	○	○	○	可決
		56	市立学校設置条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
		57	人権擁護委員候補者の推薦について(中川めぐみ氏)	×	○	○	○	○	○	同意
	議員提出	58	平成27年度一般会計補正予算に対する修正案(海水浴場開設経費)	×	×	×	×	○	×	否決
	議員提出	59	非核港湾条例案	×	×	○	○	業権	業権	否決
	請願	60	小樽市への賭博場・カジノ誘致反対方について	×	×	○	○	業権	業権	不採択
	陳情	61	市道「幸2丁目12番付近」の横断歩道設置方について	○	○	○	○	○	○	採択
		62	赤岩1丁目道路の安全対策方について(砂箱の設置)	○	○	○	○	○	○	採択
		63	赤岩1丁目道路の安全対策方について(信号機の設置)	○	○	○	○	○	○	採択
		64	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	△	△	○	○	△	○	継続
		65	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	○	○	○	○	○	○	採択
		66	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	△	△	○	○	△	△	継続
	意見書	67	マイナンバー制度の施行中止を求める意見書	×	×	○	×	×	×	否決
68		介護報酬の再改定を求める意見書	×	×	○	○	×	○	否決	
69		オスプレイの新たな配備計画を撤回することを求める意見書	×	○	○	○	○	○	可決	
70		小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
71		平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
72		2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
73		道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
74		地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
75		地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
76		認知症への取組の充実強化に関する意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
77		農林水産業の輸出促進に向けた施策の充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	

期別	区分	No.	件名	各会派の態度						採決結果
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属	
27.3	市長提出	78	平成27年度港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		79	平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		80	平成27年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		81	平成27年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		82	教育委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	可決
		83	固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	可決
		84	平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について	△	△	△	△	△	△	継続
		85	平成26年度特別会計歳入歳出決算認定について (港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	△	△	△	△	△	△	継続
		86	平成26年度企業会計決算認定について(病院事業、産業廃棄物等処分事業)	△	△	△	△	△	△	継続
		87	平成26年度企業会計剰余金の処分及び決算認定について(水道事業、下水道事業)	△	△	△	△	△	△	継続
		88	平成27年度一般会計補正予算(修正議決部分を除く)	○	○	×	○	○	○	可決
		89	個人情報保護条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
		90	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
		91	報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	×	×	○	×	×	○	否決
		92	市税条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
	93	手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決	
	94	副市長の選任について	×	×	×	×	棄権	○	不同意	
	95	平成27年度一般会計補正予算に対する修正案	○	○	×	○	○	×	可決	
	96	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	○	否決	
	97	小樽市立塩谷小学校の存続方について	△	△	○	△	△	△	継続	
	98	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	△	△	○	△	△	○	継続	
	99	「安保関連法案」を今国会で成立させないよう求める意見書	×	×	○	○	○	○	可決	
	意見書	100	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		101	介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行に係る意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		102	子どもの医療費を無料化した際の国庫負担削減の廃止を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		103	少人数学級の拡大を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
		104	ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決
105		地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
決議	106	議案第1号平成27年度一般会計補正予算に対する附帯決議	○	○	○	○	○	×	可決	
27.4	市長提出	107	平成27年度住宅事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		108	平成27年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		109	平成27年度水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	可決
		110	市立学校設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	可決
		111	工事請負変更契約について[奥沢小学校校舎耐震補強ほか改修工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		112	工事請負変更契約について[山手地区統合小学校新築造成工事]	○	○	○	○	○	○	可決
		113	公の施設の指定管理者の指定について[市民会館、公会堂及び市民センター]	○	○	○	○	○	○	可決
		114	公の施設の指定管理者の指定について[銭函市民センター]	○	○	○	○	○	○	可決
		115	公の施設の指定管理者の指定について[総合福祉センター]	○	○	○	○	○	○	可決
		116	公の施設の指定管理者の指定について[身体障害者福祉センター]	○	○	○	○	○	○	可決
		117	公の施設の指定管理者の指定について[産業会館]	○	○	○	○	○	○	可決
		118	公の施設の指定管理者の指定について[事業内職業訓練センター]	○	○	○	○	○	○	可決
		119	公の施設の指定管理者の指定について[おたる自然の村]	○	○	○	○	○	○	可決
		120	公の施設の指定管理者の指定について[観光物産プラザ]	○	○	○	○	○	○	可決
		121	公の施設の指定管理者の指定について[鎌御殿]	○	○	○	○	○	○	可決
		122	公の施設の指定管理者の指定について[各市営住宅(児童遊園及び駐車場を含む。)]	○	○	○	○	○	○	可決
		123	公の施設の指定管理者の指定について[各市営住宅の集会所(会館)]	○	○	○	○	○	○	可決
		124	公の施設の指定管理者の指定について[銭函パークゴルフ場]	○	○	○	○	○	○	可決
		125	公平委員会委員の選任について(小笠原真結美氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		126	固定資産評価審査委員会委員の選任について(奈良岡修氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		127	人権擁護委員候補者の推薦について(石上源應氏、小澤俊文氏)	○	○	○	○	○	○	可決
		128	平成26年度企業会計剰余金の処分及び決算認定について(水道事業、下水道事業)【剰余金の処分】	○	○	○	○	○	○	可決
		129	平成27年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	可決
		130	職員給与条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	可決
		131	平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	×	○	○	○	認定
		132	平成26年度特別会計歳入歳出決算認定について (港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	認定
		133	平成26年度企業会計決算認定について(病院事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	認定
		134	平成26年度企業会計剰余金の処分及び決算認定について (水道事業、下水道事業)【決算認定】	○	○	×	○	○	○	認定
	議員提出	135	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	○	否決
	請願	136	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	△	△	○	△	△	△	継続
	陳情	137	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	△	△	○	△	△	△	継続
		138	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	△	△	○	△	△	△	継続
		139	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	△	△	△	△	△	△	継続
	意見書	140	TPP交渉「大筋合意」についての徹底議論と検証を求める意見書	×	×	○	○	○	○	可決
141		所得税法第56条の廃止を求める意見書	×	○	○	○	○	×	可決	
142		北海道の全ての子どもたちに行き届いた教育を求める意見書	×	○	○	○	○	○	可決	
143		「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書	×	○	○	○	○	○	可決	
144		給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
145		ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
146		地方大学の機能強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
147		夜間中学の整備と拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	

可決・同意・認定 122  
 継続 12  
 否決・不採択 13  
 合計 147

平成28年 議決結果表

賛成○ 反対× 継続審査△

期別	区分	No.	件名	各会派の態度							採決結果	
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属	—		
28. 1	市長提出	1	副市長の選任について(上林猛氏)	○	○	○	○	○	○	—	同意	
		2	平成28年度後期高齢者医療事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		3	平成27年度特別会計補正予算(港湾整備事業、国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業)	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		4	平成27年度企業会計補正予算(病院事業、水道事業)	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		5	建築審査会条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		6	情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		7	空家等対策会議条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		8	職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		9	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		10	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		11	職員の退職管理に関する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		12	特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		13	旧制度に基づく教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		14	職員給与条例等の一部を改正する条例案(先議分)	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		15	市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		16	市税条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		17	手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		18	重度心身障害者医療費助成条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		19	ひとり親家庭等医療費助成条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		20	こども医療費助成条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		21	福祉医療助成条例を廃止する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		22	消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		23	畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		24	国民健康保険条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		25	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		26	特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		27	建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		28	公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		29	いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		30	体育施設条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		31	火災予防条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		32	工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		33	市道路線の認定	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		34	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
	議員提出	35	市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
	市長提出	36	平成28年度一般会計予算	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		37	平成28年度特別会計予算(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業)	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		38	平成28年度企業会計予算(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		39	平成27年度一般会計補正予算(先議分)	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		40	平成27年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		41	平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		42	行政不服審査に関する条例案	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		43	報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		44	職員給与条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		45	介護保険条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		46	過疎地域自立促進市町村計画について	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		47	教育委員会教育長の任命について(林秀樹氏)(先議分)	○	○	○	○	○	○	—	同意	
		議員提出	48	平成28年度一般会計予算に対する修正案	×	×	○	×	×	×	—	否決
		意見書	49	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	○	—	否決
	50		国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書	×	×	○	○	×	○	—	否決	
	51		特別支援学校の「設置基準」の策定を求める意見書	×	×	○	○	×	○	—	否決	
	52		介護保険優先を定めた障害者総合支援法の改正を求める意見書	×	×	○	○	○	○	—	可決	
	53		軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決	
	54		子どもの貧困対策の強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決	
	55		児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決	
決議	56		森井秀明市長に猛省を促し、議会制民主主義の尊重を強く求める決議	○	○	○	○	×	○	—	可決	
28. 2	市長提出	57	平成28年度港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		58	平成28年度住宅事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		59	報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案(先議分)	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		60	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		61	病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		62	図書館条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		63	不動産の処分について[港町ふ頭]	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		64	動産の取得について[ロータリ除雪車]	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		65	動産の取得について[災害対応特殊消防ポンプ自動車]	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		66	動産の取得について[防火衣]	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		67	工事請負契約について[山手地区統合小学校新築工事]	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		68	工事請負契約について[山手地区統合小学校新築電気設備工事]	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		69	工事請負契約について[山手地区統合小学校新築機械設備工事]	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		70	工事請負契約について[手宮中央小学校外構・グラウンド整備工事](先議分)	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		71	工事請負契約について[北陵中学校大規模改造工事]	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		72	職員懲戒審査委員会委員の任命について(菟田尚正氏、多木誠一郎氏、安齋哲也氏、相庭孝昭氏、前田孝一氏)	○	○	○	○	○	○	—	可決	
		73	平成28年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		74	山林基金条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	—	可決	
		75	ふるさと応援基金条例案	○	○	×	○	○	○	—	可決	
76	市税条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	—	可決			
議員提出	77	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	○	—	否決		
意見書	78	義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
	79	地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
	80	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
	81	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
	82	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
	83	食品ロス削減に向けての取組を進めることを求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
	84	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
	決議	85	森井秀明市長に対する問責決議	※審議未了(廃案)								

期別	区分	No.	件名	各会派の態度							採決結果		
				自民	公明	共産	民主	一新	無所属	—			
28.3	市長提出	86	平成28年度港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		87	平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		88	平成28年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		89	平成28年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		90	平成28年度水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		91	市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		92	興行場法施行条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		93	公設青果物卸売市場条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		94	市立学校設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		95	職員懲戒審査委員会委員の任命について(中村誠吾氏)	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		96	専決処分報告[平成28年度港湾整備事業特別会計補正予算]	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		97	平成27年度一般会計歳入歳出決算認定について	△	△	△	△	△	△	—	継続		
		98	平成27年度特別会計歳入歳出決算認定について(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	△	△	△	△	△	△	—	継続		
		99	平成27年度企業会計決算認定について(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	△	△	△	△	△	△	—	継続		
		100	平成28年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	—	可決		
101	特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	—	可決				
102	教育委員会委員の任命について(常見幸司氏)	○	○	棄権	○	○	○	—	同意				
103	議員提出 非核港湾条例案	×	×	○	○	×	○	—	否決				
28.3	意見書	104	TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書	×	×	○	○	×	×	—	否決		
		105	チーム学校推進法の早期制定を求める意見書	○	○	×	×	○	○	—	可決		
		106	「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書	×	○	○	○	○	○	—	可決		
		107	特別支援学校の「設置基準」策定について検証・検討を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		108	JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の継続等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		109	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		110	後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		111	公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		112	無年金者対策の推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
		113	返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決		
114	「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	可決				
115	決議 森井秀明市長に対する問責決議	○	○	○	○	○	×	—	可決				
28.4	市長提出	116	平成27年度一般会計歳入歳出決算認定について	×	×	×	×	×	○	—	不認定		
		117	平成27年度特別会計歳入歳出決算認定について(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	—	認定		
		118	平成27年度企業会計決算認定について(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	—	認定		
	陳情	件名			各会派の態度			無所属の態度		採決結果			
					自民	公明	共産	民主	安齋		中村	石田	
		119	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について	△	△	△	△	△	△		△	△	継続
		120	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について	△	△	△	△	△	△		△	△	継続
		121	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について	△	△	△	△	△	△		△	△	継続
		122	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について	△	△	△	△	△	△		△	△	継続
		123	高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方について	△	△	△	△	△	△		△	△	継続
決議	124	高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議	○	○	○	○	棄権	棄権	×	×	可決		
	125	森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議	○	○	○	○	○	棄権	×	×	可決		

可決・同意・認定 108  
継続 8  
否決・不採択 8  
合計 124  
(廃案) (1)

平成29年 議決結果表

賛成○ 反対× 継続審査△

期別	区分	No.	件名	各会派の態度				無所属の態度			採決結果
				自民	公明	共産	民進	安斎	中村	石田	
29.1	市長提出	1	平成28年度特別会計補正予算(国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		2	平成28年度企業会計補正予算(病院事業、水道事業)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		3	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		4	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		5	特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		6	職員給与条例等の一部を改正する条例案(先議分)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		7	職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		8	市税条例等の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		9	手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		10	勤労女性センター条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		11	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		12	地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		13	都市公園条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		14	港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		15	簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		16	簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		17	水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		18	火災予防条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		19	消防手数料条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		20	コミュニティ消防センター条例を廃止する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		21	損害賠償額の決定について[公用車による自動車事故に係る損害賠償]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		22	損害賠償額の決定について[入浴中の死亡事故に係る損害賠償]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		23	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	可決
		24	市道路線の認定について[天神1丁目山手線、天神1丁目山手仲線]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		25	市道路線の廃止について[堺町小路線]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		26	二級河川の指定の変更について	○	○	○	○	○	○	○	可決
		27	平成28年度一般会計補正予算(追加提案分)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		28	職員給与条例の一部を改正する条例案(追加提案分)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		29	専決処分報告[平成28年度一般会計補正予算]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		30	専決処分報告[平成28年度介護保険事業特別会計補正予算]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		31	専決処分報告[平成28年度企業会計補正予算(病院事業、水道事業)]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		32	専決処分報告[(仮称)消防署オタモイ出張所新築工事の請負変更契約]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		33	専決処分報告[いなきたコミュニティセンターの指定管理者の指定]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		34	専決処分報告[駅前広場駐車場及び駅横駐車場の指定管理者の指定]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		35	専決処分報告[夜間急病センターの指定管理者の指定]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		36	専決処分報告[公平委員会委員の選任]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		37	専決処分報告[人権擁護委員候補者の推薦]	○	○	○	○	○	○	○	可決
	議員提出	38	市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
	市長提出	39	平成29年度一般会計予算	○	○	×	○	○	○	○	可決
		40	平成29年度特別会計予算(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	○	可決
		41	平成29年度企業会計予算(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業、簡易水道事業)	○	○	×	○	○	○	○	可決
		42	平成28年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	○	可決
		43	平成28年度港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	×	○	○	○	○	可決
		44	個人情報保護条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		45	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		46	総合的な計画の策定等に関する条例案	△	△	△	△	△	△	○	継続
		47	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		48	山林基金条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		49	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		50	自然の村条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		51	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		52	簡易水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		53	病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		54	職員給与条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		55	国民健康保険条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		56	職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		57	専決処分報告[農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例案]	○	○	×	○	○	○	○	承認
		議員提出	58	平成29年度一般会計予算に対する修正案	×	×	○	×	×	×	否決
	59	非核港湾条例案	×	×	○	×	×	×	○	否決	
	陳情	60	西陵中学校の現在地での存続方について	△	△	○	△	△	△	継続	
		61	最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について	△	△	○	△	△	△	継続	
	意見書	62	「共謀罪」の国会提出に反対する意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
		63	介護保険制度の見直しを求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
		64	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書	×	×	○	○	×	×	否決	
		65	小樽ジャンクション(仮称)のフルジャンクションでの整備実現を求める意見書	○	○	×	○	○	○	可決	
		66	子ども医療費無料化を含めた助成の制度化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		67	子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額措置の廃止を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		68	全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		69	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		70	障害児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める	○	○	○	○	○	○	可決	
		71	新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
		72	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
	73	海用ごみの処理推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決		
	決議	74	森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議	○	○	棄権	○	○	棄権	可決	

期別	区分	No.	件名	各会派の態度				無所属の態度			採決結果
				自民	公明	共産	民進	安齋	中村	石田	
29. 2	市長提出	75	職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		76	市税条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		77	市営住宅条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		78	動産の取得について(ロータリ除雪車)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		79	工事請負契約について(公営住宅建替工事)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		80	平成29年度一般会計補正予算(追加提案分)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		81	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	可決
		82	固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	可決
		83	農業委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	可決
		84	人権擁護委員候補者の推薦について	○	○	○	○	○	○	○	可決
		85	総合的な計画の策定等に関する条例案(修正可決部分を除く)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		86	専決処分報告[市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例]	○	○	○	○	○	○	○	可決
87	専決処分報告[消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例]	○	○	○	○	○	○	○	可決		
88	平成29年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	○	可決		
89	総合的な計画の策定等に関する条例案に対する修正案	○	○	○	○	○	○	×	可決		
	議員提出	90	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	○	否決
	陳情	91	新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方	×	×	○	×	×	×	×	不採択
92		高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について	△	△	○	△	△	△	△	継続	
	意見書	93	核兵器禁止条約の国連会議に日本政府の参加を求める意見書	×	×	○	○	×	×	○	否決
94		特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める意見書	×	×	○	○	○	○	○	可決	
95		道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	×	○	○	○	○	○	○	可決	
96		「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
97		地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
98		義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
99		平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
100		ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
101		雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
102		林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
29. 3	市長提出	103	平成29年度港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	可決
		104	平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	可決
		105	平成29年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	可決
		106	平成29年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	可決
		107	平成29年度病院事業会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	可決
		108	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		109	平成29年度一般会計補正予算(先議分)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		110	教育委員会委員の任命について(笹谷純代氏)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		111	平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について	△	△	△	△	△	△	△	継続
		112	平成28年度特別会計歳入歳出決算認定について(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	△	△	△	△	△	△	△	継続
		113	平成28年度企業会計決算認定について(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	△	△	△	△	△	△	△	継続
		114	平成29年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	○	可決
115	特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	×	×	×	×	×	×	○	否決		
	議員提出	116	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	○	否決
	陳情	117	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	△	△	○	△	○	○	△	継続
118		軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	意見書	119	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決
120		林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	決議	121	上林猛副市長に対する辞職勧告決議	※投票(投票総数24票:賛成17票、反対1票、無効6票)						可決	
122		森井秀明市長に対する辞職勧告決議	※投票(投票総数24票:賛成14票、反対1票、無効9票)						可決		
29. 4	市長提出	123	平成29年度港湾整備事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	可決
		124	平成29年度介護保険事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	可決
		125	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	可決
		126	工事請負変更契約について[山手地区統合小学校新築工事]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		127	工事請負変更契約について[山手地区統合小学校新築電気設備工事]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		128	工事請負変更契約について[山手地区統合小学校新築機械設備工事]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		129	公の施設の指定管理者の指定について[観光物産プラザ]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		130	平成29年度一般会計補正予算(追加提案分)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		131	監査委員の選任について(小林優氏)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		132	人権擁護委員候補者の推薦について(高橋房子氏、加藤孝憲氏、西尾弘美氏)	○	○	○	○	○	○	○	可決
		133	専決処分報告[平成29年度一般会計補正予算]	○	○	○	○	○	○	○	可決
		134	平成29年度一般会計補正予算	○	○	×	○	○	○	○	可決
		135	平成29年度水道事業会計補正予算	○	○	×	○	○	○	○	可決
		136	特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	×	×	○	×	×	○	○	否決
		137	事務分掌条例の一部を改正する条例案	×	×	△	×	×	×	○	否決
		138	職員給与条例等の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	○	○	可決
		139	平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について	×	×	×	×	×	×	○	不認定
		140	平成28年度特別会計歳入歳出決算認定について(港湾整備事業、青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業)	○	○	×	○	○	○	○	認定
141	平成28年度企業会計決算認定について(病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業)	○	○	×	○	○	○	○	認定		
	議員提出	142	非核港湾条例案	×	×	○	○	×	×	○	否決
143	市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	×	○	○	×	×	○	可決	
	陳情	144	中村善策美術館(仮称)の設立方について	×	×	△	×	×	×	△	不採択
145		核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書	×	×	○	○	○	×	○	否決	
	意見書	146	受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書	○	○	×	○	○	○	○	可決
147		小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書	○	○	×	○	○	○	○	可決	
148		JR北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
149		食品衛生管理の国際標準化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
150		診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
151		森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	決議	152	森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議	○	○	○	○	○	○	○	可決

可決・同意・認定 128  
継続 8  
否決・不採択 16  
合計 152